

第2次諫早市総合計画

(素案)

たたき台

平成27年11月

諫早市

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨と概要	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の概要	2
第 3 節	計画推進の考え方	2
第 2 章	諫早市の概要と時代の潮流	3
第 1 節	諫早市の概要	3
第 2 節	時代の潮流	12
第 3 節	今後 10 年の主な出来事	15
第 3 章	将来都市像と基本目標	17
第 1 節	本市の将来都市像	17
第 2 節	将来都市像の実現を目指す 3 つの基本目標	18
第 3 節	計画実現に向けた基本姿勢	18
第 4 節	想定人口	19
第 4 章	将来都市像を実現するための政策施策	21
第 1 節	将来都市像を実現するための政策施策体系図	21
第 2 節	重点プロジェクト（仮称）	22
第 3 節	将来都市像を実現するための 8 つの基本政策	23
	【基本政策 1】 健やかなひとづくり	23
	【基本政策 2】 ころ豊かなひとづくり	33
	【基本政策 3】 地域特性を活かした農林水産業	51
	【基本政策 4】 活力あふれる商工業の振興と雇用の創出	61
	【基本政策 5】 地域資源を活かした観光・物産	68
	【基本政策 6】 安全なまちづくり	77
	【基本政策 7】 安心なまちづくり	84
	【基本政策 8】 快適なまちづくり	93
第 4 節	計画実現に向けた基本姿勢	112
第 5 章	市民意向等の把握	119

資 料 編	141
諫早市総合計画審議会委員名簿.....	141
諫早市総合計画策定の経過（詳細）.....	141
諮問／答申.....	142

【第1章 計画策定の趣旨と概要】

第1章 計画策定の趣旨と概要

第1節 計画策定の趣旨

本市においては、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする「ひとが輝く創造都市・諫早」を将来都市像に掲げた「総合計画」を策定し、その実現に向けた各種施策を推進することにより、市勢の均衡ある発展に取り組み、本市の将来を見据えた土台づくりに努めてきました。

今後は、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業や諫早駅周辺整備、新たな産業団地の開発整備など、地域の特性や資源を最大限に活かした、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、引き続き「総合計画」を市の行政運営の長期的な将来ビジョンとして推進していくことが、本市の将来都市像を実現するためにも不可欠であることから、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする「第2次諫早市総合計画」を策定します。

【第1章 計画策定の趣旨と概要】

第2節 計画の概要

1 計画の名称

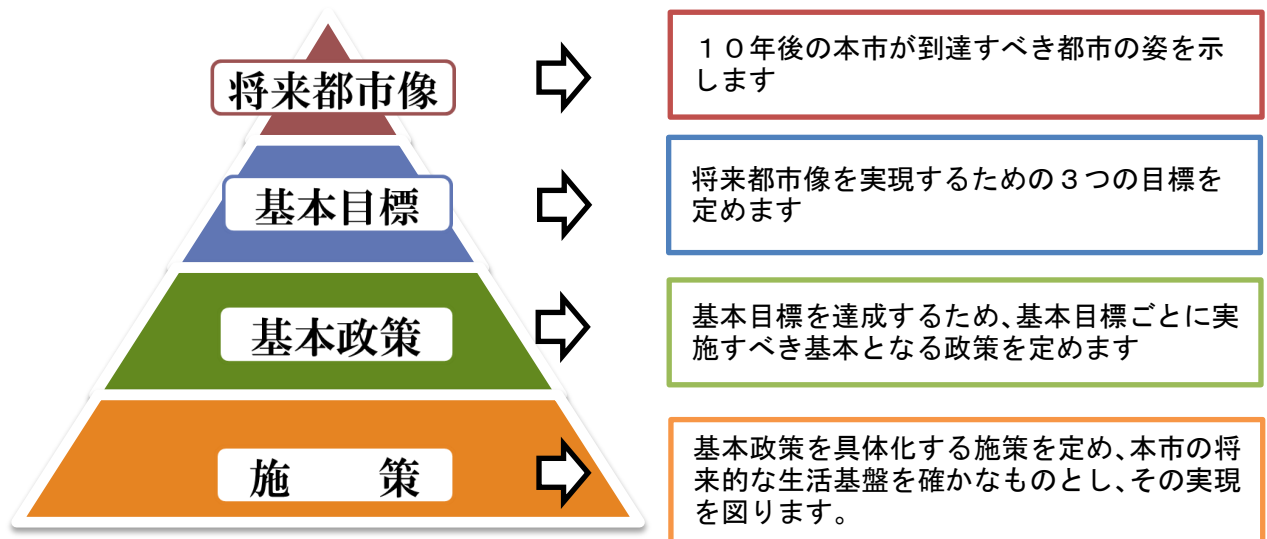
計画の名称は「第2次諫早市総合計画」とします。

2 計画の期間

計画の期間は、現行の総合計画との整合性や継続性を踏まえ、現行計画を基本とし、平成28年度を初年度とした10年間とします。

3 計画の体系

総合計画は、「将来都市像」、「基本目標」、「基本政策」及び「施策」で構成します。



4 他の計画との関係

総合計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置づけられる総合的なまちづくり計画です。

第3節 計画推進の考え方

この計画は、10年後の本市の将来像都市像を実現していくために、すべての市民と行政が力を合わせて推進していくものです。

国、県、近隣市町、さらには大学、金融機関などの民間の機関とも連携を図りながら、市民に笑顔があふれ、将来に希望を持ち安心して暮らせるまちを創ります。

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

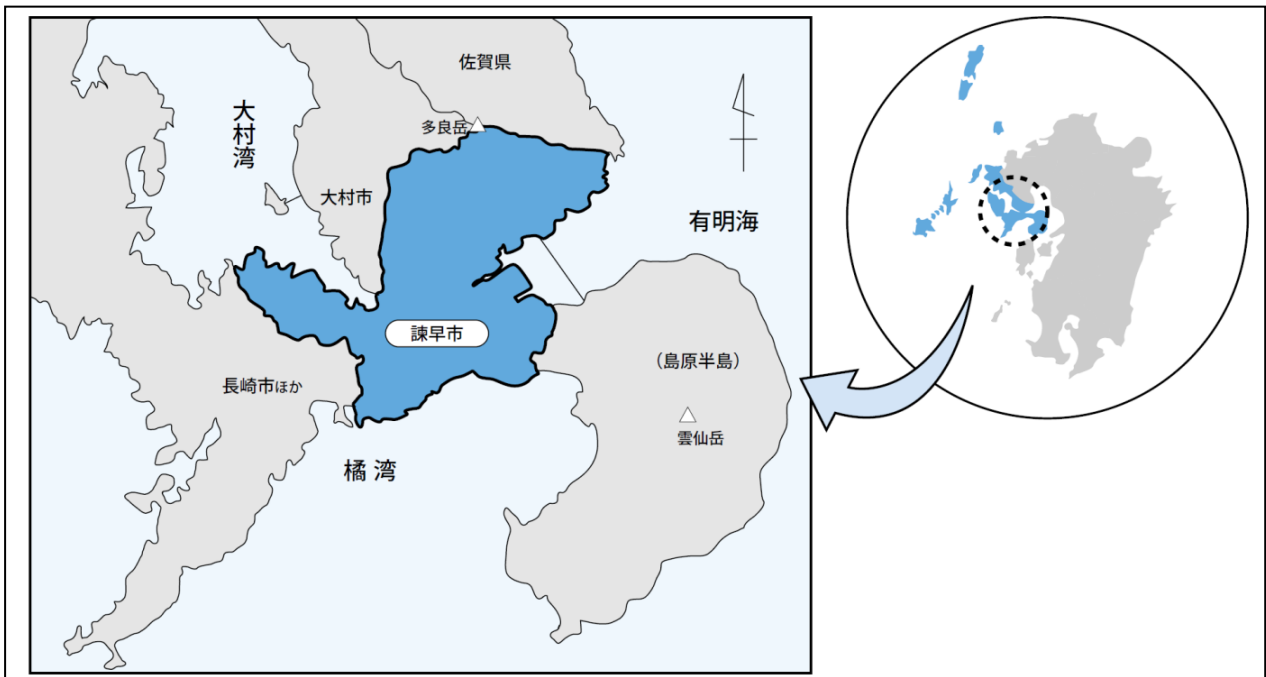
第2章 諫早市の概要と時代の潮流

第1節 諫早市の概要

1 地理

諫早市は長崎県の中央部に位置し、長崎・島原・西彼杵の各半島の結節部を占め、古くから交通の要衝として大きな役割を果たしています。また、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と三方を海に囲まれ、北は多良山系を望み、四季折々の豊かな自然に恵まれています。市の中心部を流れる本明川は市街地を流れて有明海に注ぎ、下流の諫早平野は県下最大の穀倉地帯です。

気候は一年を通して温暖で、豊かな自然と交通アクセスなどバランスの取れた都市環境にあり、産業用地や住宅地としても優れたポテンシャルを有しています。



【市の面積】

● 341.83 km²

【人口と世帯数】

● 総人口 137,683人

● 人口（男） 64,676人

● 人口（女） 73,007人

● 世帯数 52,334世帯

（※平成27年4月1日現在住民基本台帳調べ）

【九州沖縄・県内自治体との比較】

● 面積 九州沖縄 38位 / 233市町村

長崎県内 5位 / 21市町

（※全国都道府県市区町村別面積調べ）

● 人口 九州沖縄 13位 / 233市町村

長崎県内 3位 / 21市町

（※平成22年国政調査）

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

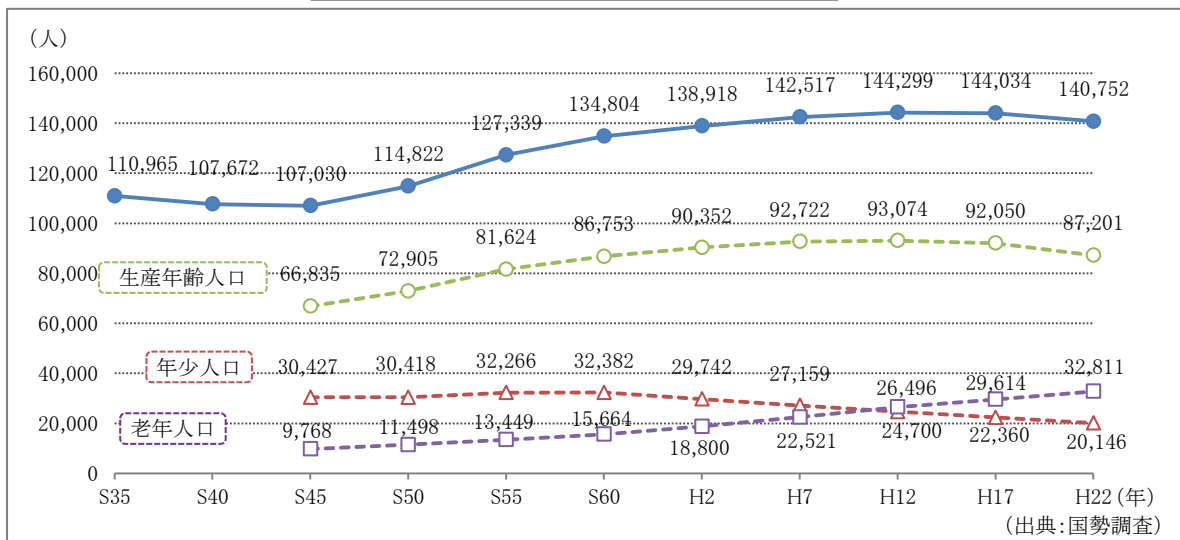
2 人口・世帯数

総人口と年代別人口の推移

本市の人口は、人口減少と少子高齢化が緩やかに進行しています。人口は、国勢調査の結果では、昭和50年から増加を続けてきましたが、平成12年の14万4,299人をピークとして減少に転じ、以後その傾向は続いています。

人口の構成は、年少人口（14歳以下）は昭和60年をピークに、また生産年齢人口（15～64歳）は平成12年をピークに減少を続けています。これに対し、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、平成12年には年少人口を逆転するに至りました。

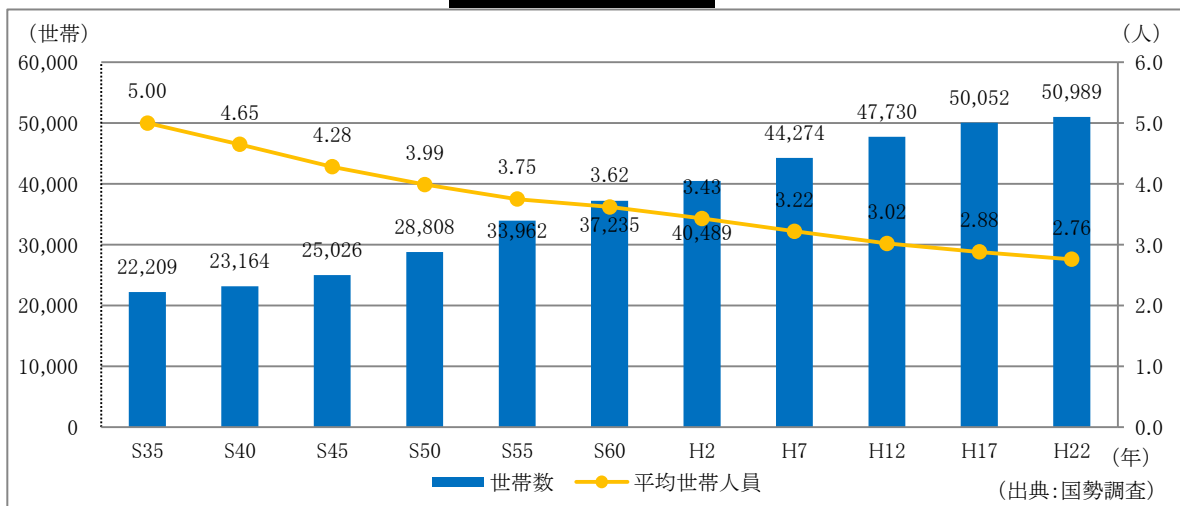
本市の総人口と年代別人口の推移



世帯数の推移

世帯数は、一貫して増加傾向にあり、平成22年には50,989世帯となりました。その反面、平均世帯人員は減少しており、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加など構成の多様化が進行しています。

世帯数の推移



【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

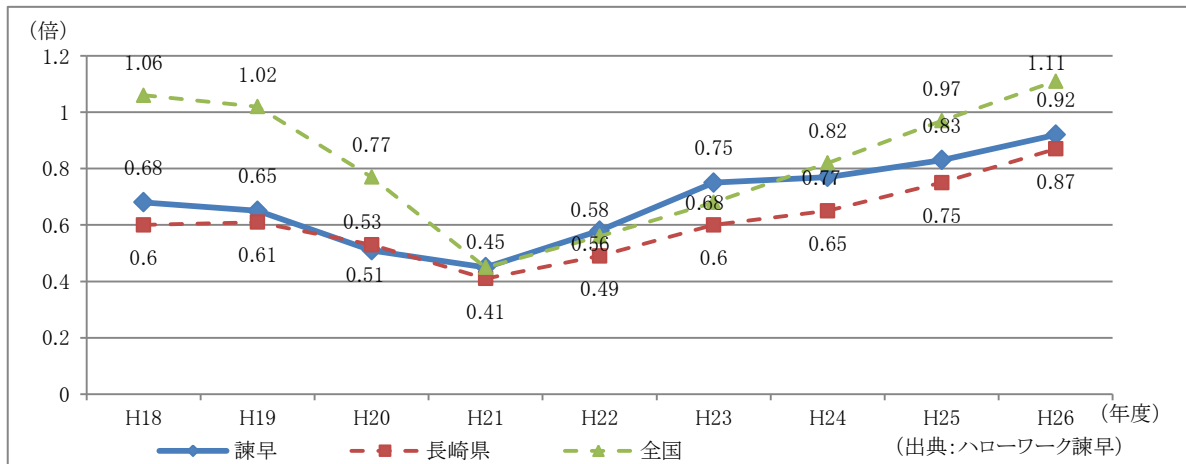
3 雇用・所得

雇用

諫早公共職業安定所（ハローワーク諫早）管内の有効求人倍率は、平成26年度は0.92となり、平成21年度の0.45から大幅に改善しています。

全国の1.11と比較すると下回っていますが、長崎県の0.87よりは上回っています。なお、平成27年9月時点では1.17で、改善基調は続いているといえます。

諫早公共職業安定所（ハローワーク諫早）管内の有効求人倍率の推移

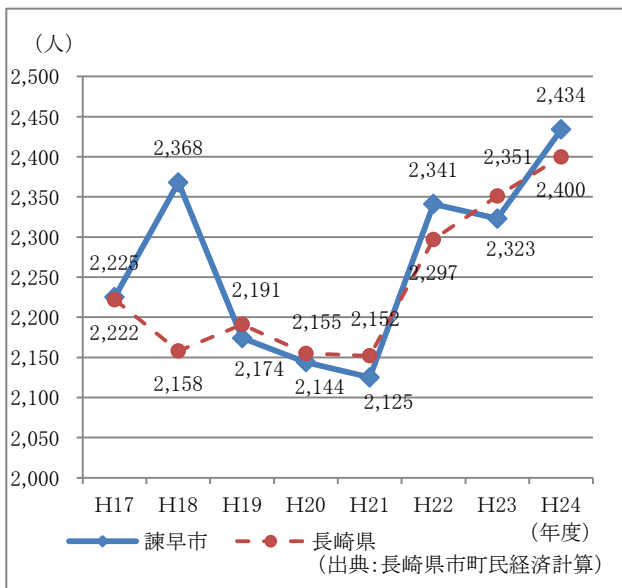


所得と総生産

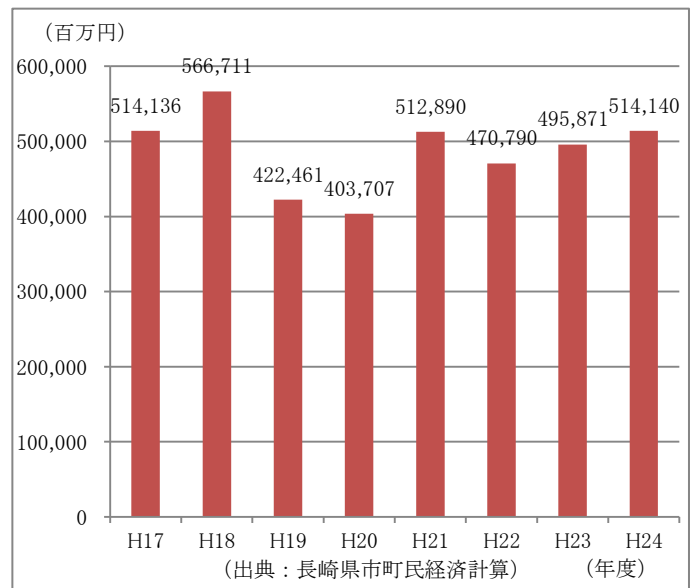
市民一人あたりの所得額は、平成24年度は約243万4千円となり、近年の推移をみると、平成21年度に212万5千円と大きく減少した後は、増加傾向が続いています。

本市の総生産額は、平成24年度は5,141億4千万円となり、近年の推移をみると、平成20年に4,037億7百万円と大きく減少してからは、ゆるやかな増加傾向を示しています。

一人あたりの所得額の推移



諫早市総生産の推移



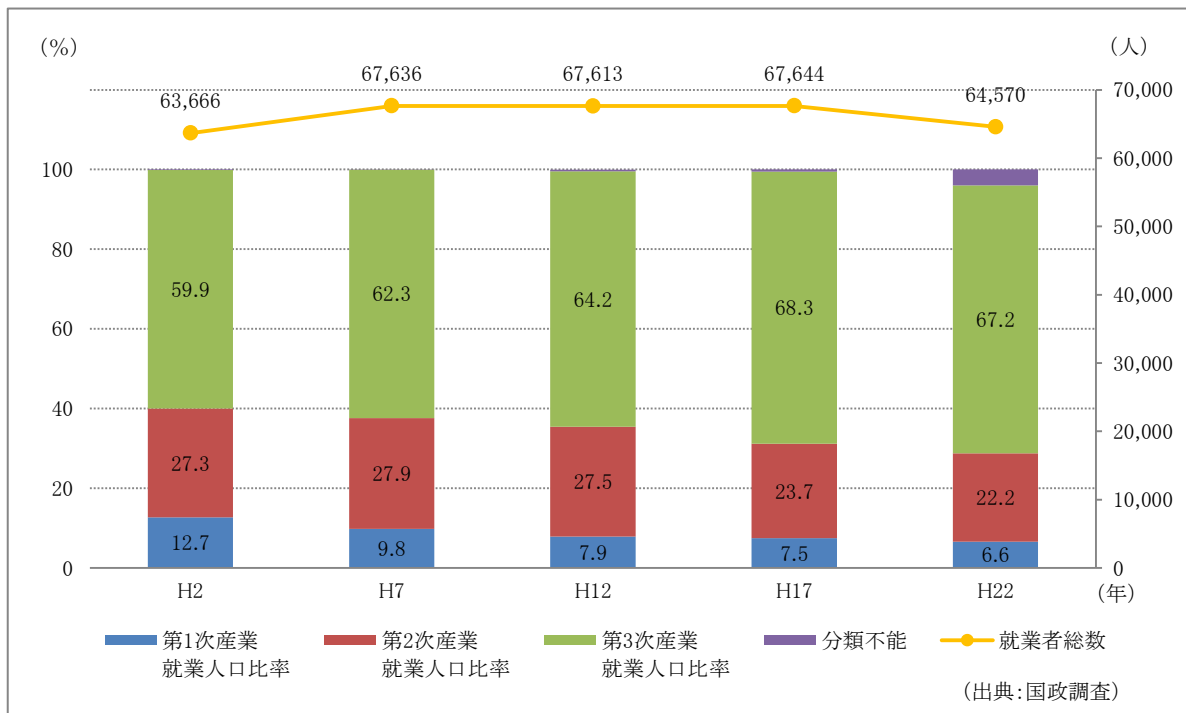
【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

4 産業

本市の就業者数は、平成22年の国勢調査で64,570人（分類不能の業種を含む。）となっており、平成17年から平成22年にかけて約3,000人が減少しています。産業別の構成比では、第1次産業6.6%、第2次産業22.2%、第3次産業67.2%となっています。

平成2年と比較すると、第1次産業と第2次産業の就業者割合がそれぞれ減少している一方で、第3次産業の就業者割合が増加しています。

就業者数・産業別就業者割合の推移



【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

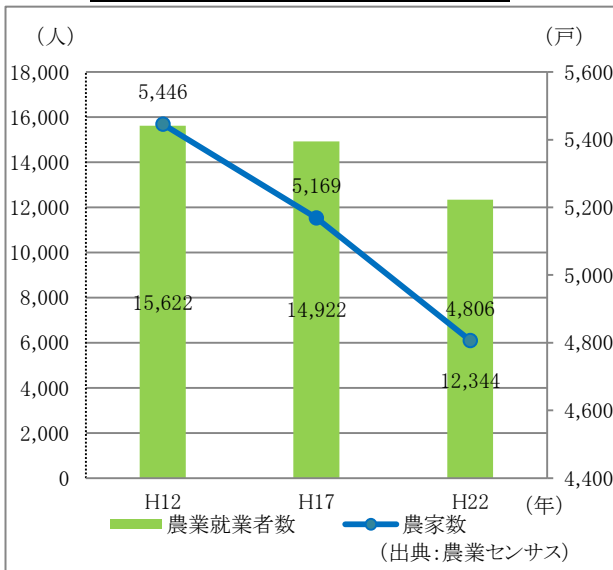
農 業

農業就業者数は、平成22年は12,344人で、平成12年と比較すると約21%減少しています。

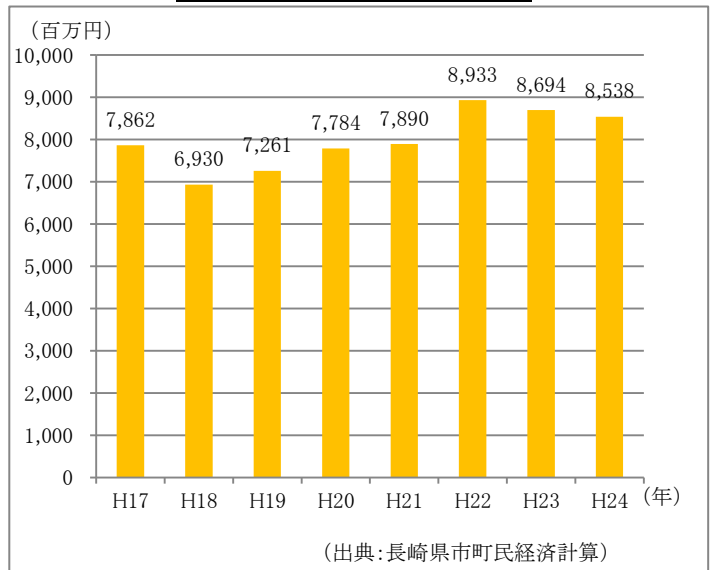
また農家数も、平成22年は4,806戸で、平成12年と比較すると同様に減少が続いています。

農業にかかる総生産額は、平成24年は85億3,800万円で、平成22年をピークにゆるやかな減少傾向を示しています。

農業就業者数・農家数の推移



総生産（農業）の推移

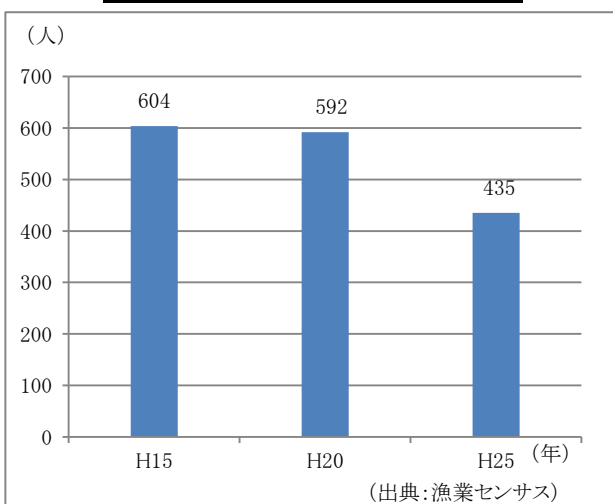


漁 業

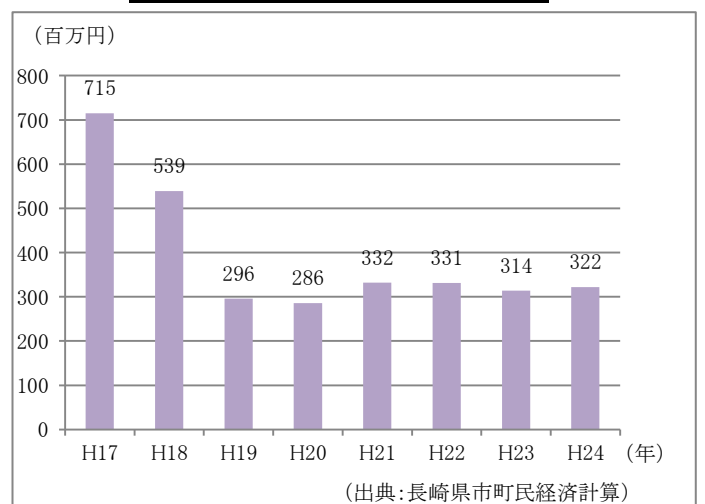
漁業就業者数は、平成25年は435人で、平成12年と比較すると約28%減少しています。

漁業にかかる総生産額は、平成24年は3億2,200万円で、平成17年と比較すると大幅に減少しているものの、平成19年以後はほぼ横ばいで推移しています。

漁業就業者数の推移



総生産（漁業）の推移



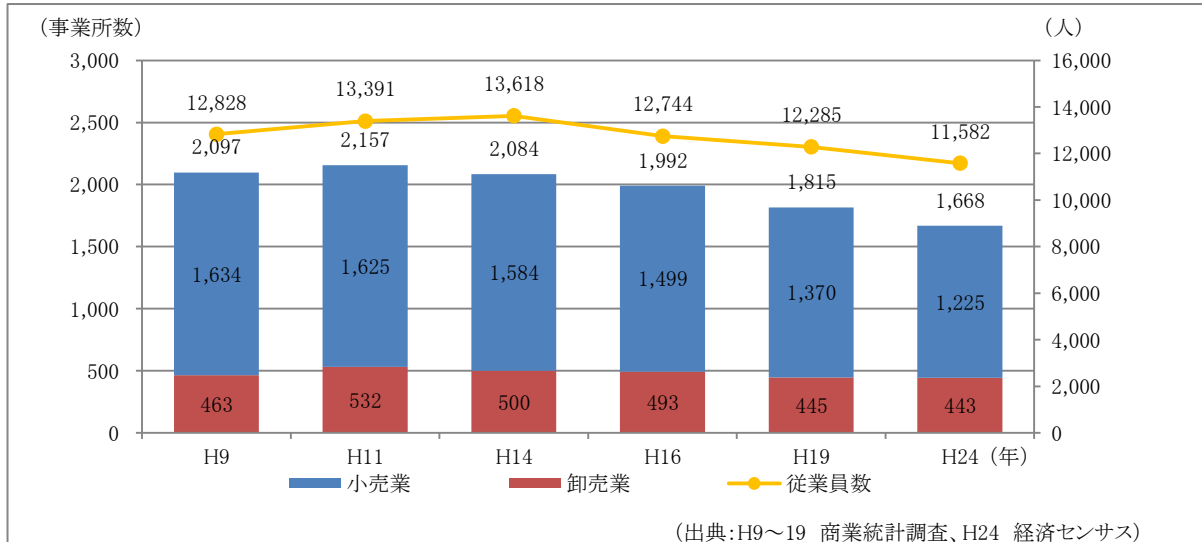
【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

商 業

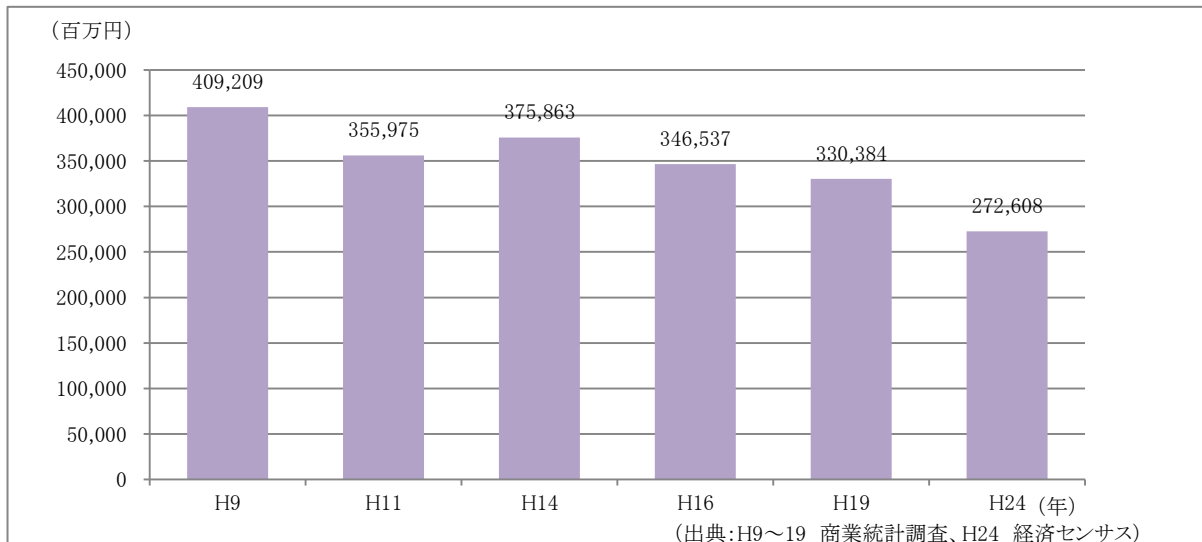
商業については、平成24年の本市の事業所数は1,668事業所で、平成11年をピークに減少しています。また従業員数は11,582人で、平成14年をピークに減少傾向にあります。

平成24年の年間商品販売額は2,726億800万円で、平成9年と比較して約33.4%減少しています。

事業所数と従業員数の推移



年間商品販売額の推移



【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

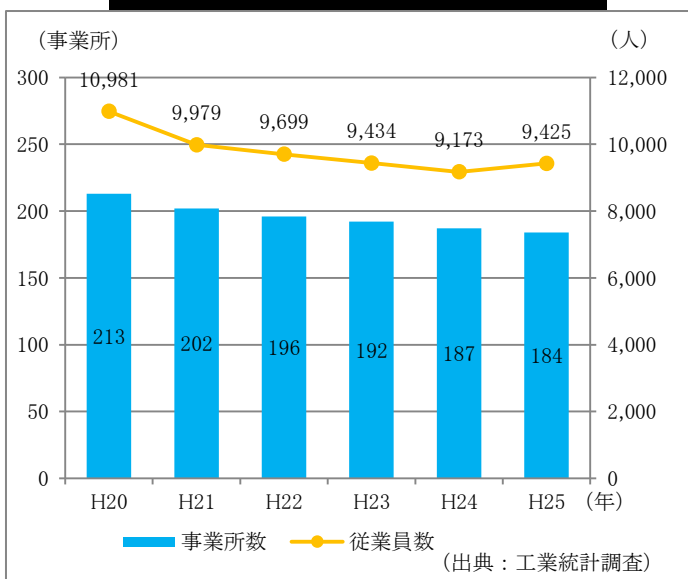
工業

工業の従業員数は、平成25年は9,425人で、平成20年よりは減少していますが、平成24年と比べると増加しています。一方事業所数は、平成25年は184事業所で、平成20年以後ゆるやかな減少傾向が続いています。

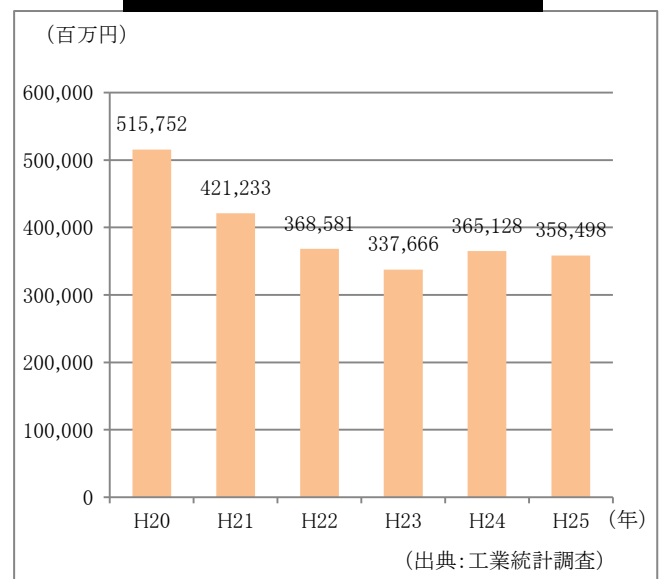
製造品出荷額等は、平成25年は3,584億9,800万円で、平成20年からは大きく減少していますが、平成24年以後は持ち直しの傾向が見られます。

産業団地については、平成26年4月から西諫早産業団地の分譲を開始しており、平成27年10月末現在では31.6%の分譲が完了しています。

事業所数と従業員数の推移



製造品出荷額等の推移



産業団地の概要

	総面積	分譲面積	分譲開始 (進出時期)	立地企業数	分譲率 (面積ベース)
貝津金属工業団地	約 14ha	約 13ha	昭和 38 年	7 社	100%
山の手工業団地	約 15ha	約 10ha	昭和 48 年～	30 社	100%
諫早中核工業団地	約 226ha	約 101ha	昭和 55 年～	143 社	100%
諫早流通産業団地	約 11ha	約 8.5ha	平成 21 年～	9 社	100%
西諫早工業団地	約 8.6ha	約 7.8ha	平成 26 年 4 月～	3 社 (分譲済 2 社)	31.6%

(平成27年10月末現在)

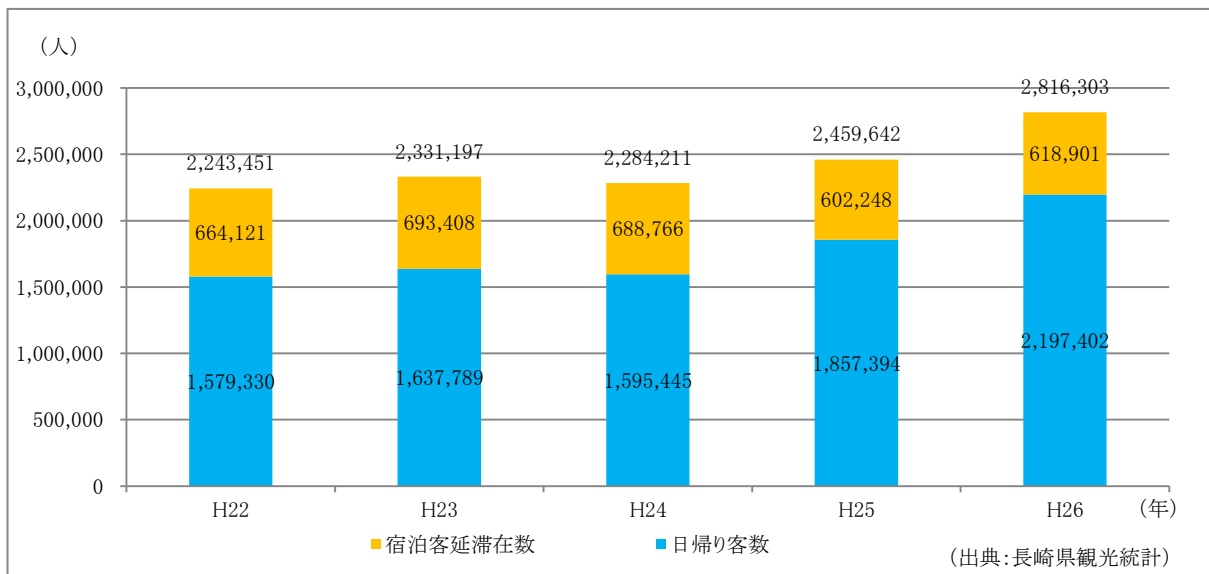
【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

5 観光

諫早市への観光客は、平成26年は281万6,303人で、平成24年はわずかに減少しましたが、平成25年以後は増加しています。

このうち宿泊客はおおむね60万人台で推移している一方、日帰り客は平成25年以後大幅に増加しています。

観光客の推移



6 交通

本市は、長崎市と島原半島や大村、東彼、佐賀鹿島方面を結ぶ広域幹線道路である国道34号や57号、207号、251号の合流地点となっています。

JR長崎本線（長崎方面及び佐賀方面）、JR大村線（佐世保方面）、島原鉄道（島原方面）が通っており、4方面を結ぶ県内鉄道網の結節点となっています。

バス路線も、諫早駅前のバスターミナルを中心として、県央の交通拠点として優れた立地条件を備えています。

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

7 財政状況

財政状況の推移

市の歳入・歳出決算は、平成17年度以降、おおむね600億円前半の規模で推移しています。

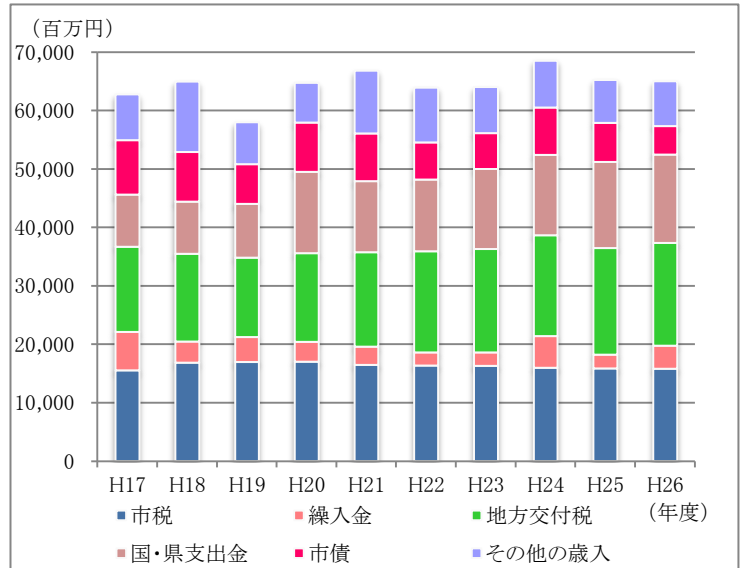
歳入面では、自主財源である市税がほぼ横ばいの状況にある一方で、リーマンショック後の国の政策的な経済対策等により、国・県支出金や地方交付税といった依存財源が増加傾向で推移しているのが特徴です。また、合併後10年間の特例措置により、普通交付税がおおよそ25%加算された高水準の規模で推移してきたことも大きな特徴です。

歳出面では、合併に伴う財政需要や、国や県と歩調を合わせた経済対策の実施等、臨時的な経費によって全体の規模がかさ上げされているのが特徴です。また、職員の給与や定員管理の適正化への取組により、人件費が減少しているものの、社会保障関係経費に係る扶助費の増加が続いていることから、歳出総額に占める義務的経費（※1）の割合は高止まりを続けています。

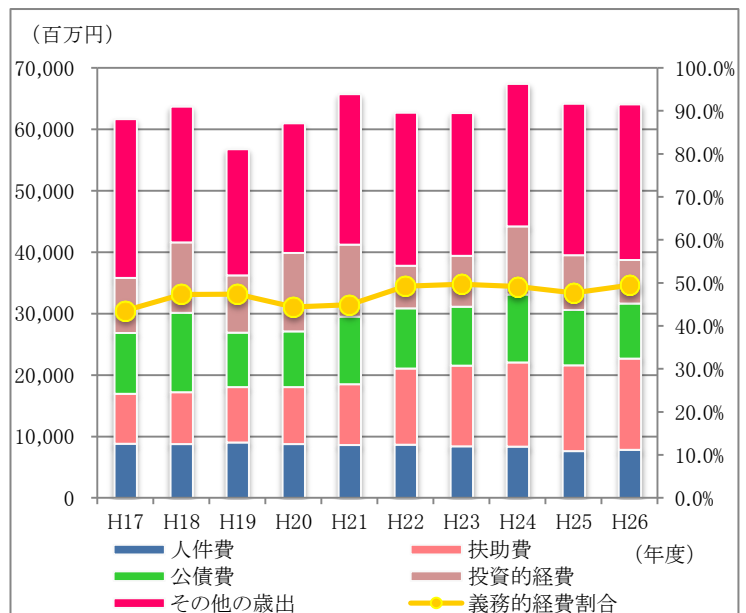
今後は、合併算定替の終了に伴い普通交付税が削減されていくなか、計画されている大型事業を着実に推進していく必要があることから、厳しい財政運営が見込まれます。

本格的な人口減少社会の到来を見据えながら、引き続き健全財政の維持に取り組んでいきます。

◆歳入決算額の推移



◆歳出決算額の推移



（※1）義務的経費…歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費のことで、人件費、扶助費、公債費を指す。

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

第2節 時代の潮流

1 少子高齢化・人口減少社会の進行

我が国の人口は、平成20年度以降減少に転じています。また、少子高齢化も急速に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は平成24年10月の時点で24.1%に達し、平成47年には33%を超え、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

こうした少子高齢化・人口減少社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されます。

このため、国は地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するために、安定した雇用の下、安心して子どもを産み育て、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくり出そうとしています。

そして、人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国どこでも実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない大胆な政策を中長期的な観点から実行していく「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方にとっても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、成長していく活力を取り戻していくための対応が求められています。

本市においては、人口減少と少子高齢化が穏やかに進行しており、高齢人口は、平成42年をピークとして減少に転じ、平成72年には生産年齢人口とほぼ同数となることが見込まれます。

今後は、少子化の進行と社会減を抑制し、全ての人がそれぞれの能力を活かして活躍できる社会を構築していく必要があります。

2 安全や安心に対しての意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の地震とそれに伴う津波により、戦後最大の被害を受けました。

また、わが国は集中豪雨等の自然災害の脅威にもさらされており、異常気象は毎年のように問題となっています。

さらに、交通事故、消費者トラブルなどの暮らしの安全や安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど国民の生活への不安の高まりが懸念されています。

本市においては、特に昭和32年の諫早大水害や昭和57年の長崎大水害、平成3年の台風17、19号などの集中豪雨や台風により洪水や土砂崩れなどの災害が危惧されます。このため、河川改修やダムなどの治水対策、急傾斜地崩壊対策など実施が急務です。

また、市民、行政が一丸となった安全で安心なまちづくりへの取組の強化が求められており、地域コミュニティを核とした防災・防犯体制の必要性が再認識されています。

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

3 地域の結びつきの重要性

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は、物質的な充足から精神的な充足へと変化しています。

一方、単身世帯の増加、核家族化などの世帯の多様化、少子高齢化などにより、地域の中で助け合ってきた地域社会が変容し、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが社会問題となっています。

本市においては、自治会を中心に様々な地域活動が行われていますが、活動の担い手・後継者不足によってコミュニティの維持そのものが困難になってきている地域もあります。

このような中で、人々の助け合い活動の主体として、NPOやボランティアが、災害の支援に限らず、様々な分野できめ細かなサービスを提供するなど、新しい仕組みづくりが見え始めています。

これらの取組により、地域の人々のつながりを強めるとともに、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用して、新たな起業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、豊かな地域社会の活性化を図っていくことが求められています。

4 環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、我が国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、再生可能エネルギーの利活用など、環境に配慮した社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、市民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

5 高度情報化の進展

我が国では、情報通信基盤の整備が着実に推進され、ブロードバンドサービス、高速データ通信が可能な携帯電話網や地上デジタルテレビなど高度な情報通信基盤が整備されています。

ICT（Information Communication Technology：情報通信技術）の飛躍的な進展に伴い、海外の情報がリアルタイムに入手できるようになり、ヒト、モノ、カネ、情報が全世界を飛び交う時代が到来し、経済、産業、文化、ライフスタイル、コミュニケーションなどが劇的に変化しています。

近年では、スマートフォンやタブレット端末などのような携帯型情報端末が急速に普及し、様々な情報がより容易に入手できるようになり、時間や場所の制約なく行政機関や民間事業者が提供するサービスを受けられるようになっていきます。

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

また、テレビやラジオなどの従来型のマスメディアとは異なる新たな情報発信の手段として、既に災害時などにおいては、人々の安全を確保する手段として大きな役割を果たしています。

このICTを様々な分野において利活用することにより、中小企業の効率性・生産性の向上や地場産業の成長力強化、農業生産性の向上などが図られ、地域経済が活性化することが期待されるとともに、就労環境の改善など豊かな暮らしの実現に寄与することが期待されます。

6 グローバル化の進展

貿易自由化の流れが進展し、国境を越えた経済活動や市場の拡大を背景に、資本の移動や人の移動も活発化しています。また、インターネットの爆発的普及などにより、国家間を往来する情報量が飛躍的な伸びをみせています。

このように、経済、情報、交通などの様々な分野での地球規模のネットワーク化が進み、世界的な交流の時代と国際競争が激化する競争の時代とが一体で進展しており、これへ適切な対応が必要になっています。

7 地方分権改革をはじめとした地方への流れ

地方分権改革とは、国は外交、安全保障など国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに集中し、内政は地域の実情をよく知る地方が担うという地方分権型社会の構築を進めようとするものです。

国から地方公共団体に財源や権限が移譲される本来的な地方分権型社会では、地方公共団体が住民の意見や地域の実情を踏まえてルールづくりから施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下で地域の実態にあった行政を実現することが可能となります。

しかし、その一方で、地域間競争の中、自らの責任と判断で地域の実情に合った政策を立案・執行し、その結果についても責任を負わなければなりません。そして、この自治体能力の差が、まちの差となって現れてきます。

こうした地方分権改革の推進に併せ、国・地方公共団体ともに、効率的な組織と体制の下で、財政健全化を早急に図っていく必要があります。

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

第3節 今後10年の主な出来事

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
ねりんピック 姉妹都市締結30周年記念事業(アゼンズ市)	諫早大水害60周年		ラグビーW杯日本大会	東京五輪		九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)開業			市制施行20周年
西部台東Ⅱ工区(85戸)分譲開始			国、県、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期限		友好都市締結30周年記念事業(中国・漳州)				
(仮称)諫早市サッカー場建設					3市友好交流都市締結40周年記念事業(出雲市、津山市)				
新野球場建設(久山港付帯施設を含む)	→								
栄町東西街区第一種市街地再開発事業	→								
一般県道諫早外環状線(都市計画道路諫早南バイパス線)全線開通	→								
新幹線開業に向けた諫早駅周辺整備事業(再開発事業を含む)					→				
本明川ダム完成								→	

本市をめぐる今後10年間に予想される主な出来事

- ① 西部台東Ⅱ工区(85戸)分譲開始(平成28年度)
- ② (仮称)諫早市サッカー場建設(平成28年度)
- ③ 国、県、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期限(平成31年度)
- ④ 新野球場建設(久山港付帯設備を含む)(平成30年度)
- ⑤ 栄町東西街区第一種市街地再開発事業(平成30年度)
- ⑥ 一般県道諫早外環状線(都市計画道路諫早南バイパス線)全線開通(平成30年度)
- ⑦ 新幹線開業に向けた諫早駅周辺整備事業(諫早駅東地区第二種市街地再開発事業を含む)(平成33年度)
- ⑧ 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)開業(平成34年度)
- ⑨ 本明川ダム完成(平成36年度)
- ⑩ 市制施行20周年(平成37年度)

その他、今後想定される主な出来事

- ① 国道207号長田バイパス延伸
- ② 新産業団地造成

【第2章 諫早市の概要と時代の潮流】

【第3章 将来都市像と基本目標】

第3章 将来都市像と基本目標

第1節 本市の将来都市像

ひとが輝く創造都市・諫早
～笑顔あふれる希望と安心のまち～



諫早市のまちづくりにおいては、「ひと」がすべての中心です。

諫早市が有する多様な地域資源や地域力を活かした創造的な活動を展開することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもを育て、新たな魅力や価値、活力を生み出す「創造都市」を目指し、誰もが希望をもって安心して暮らす笑顔あふれるまちを実現していこうとするものです。

【第3章 将来都市像と基本目標】

第2節 将来都市像の実現を目指す3つの基本目標

輝くひとづくり

- 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援を図るなど「健やかなひとづくり」を目指します
- 歴史と文化の継承・発展、スポーツ・レクリエーションの振興、女性の活躍の推進、国際・国内交流の推進など「こころ豊かなひとづくり」を目指します

活力あるしごとづくり

- 特色ある農業、豊かな森林を育む林業、3つの海が育てる水産業の振興による「地域特性を活かした農林水産業」を目指します
- 個性と魅力あふれる商業の活性化を図るなど「活力あふれる商工業の振興と雇用の創出」を目指します
- おもてなしの観光づくりやふるさとの物産づくりなどにより「地域資源を活かした観光・物産」を目指します

魅力あるまちづくり

- 総合的な防災体制の強化や交通安全・防災意識の推進による「安全なまちづくり」を目指します
- 安心できる地域福祉や健康づくりと保健・医療の充実、明るく活力ある長寿社会づくりなどによる「安心なまちづくり」を目指します
- 自然環境の保全と継承、良好な市街地の整備、交通基盤の整備、都市機能の整備などを図り「快適なまちづくり」を目指します

第3節 計画実現に向けた基本姿勢

市民目線の行政

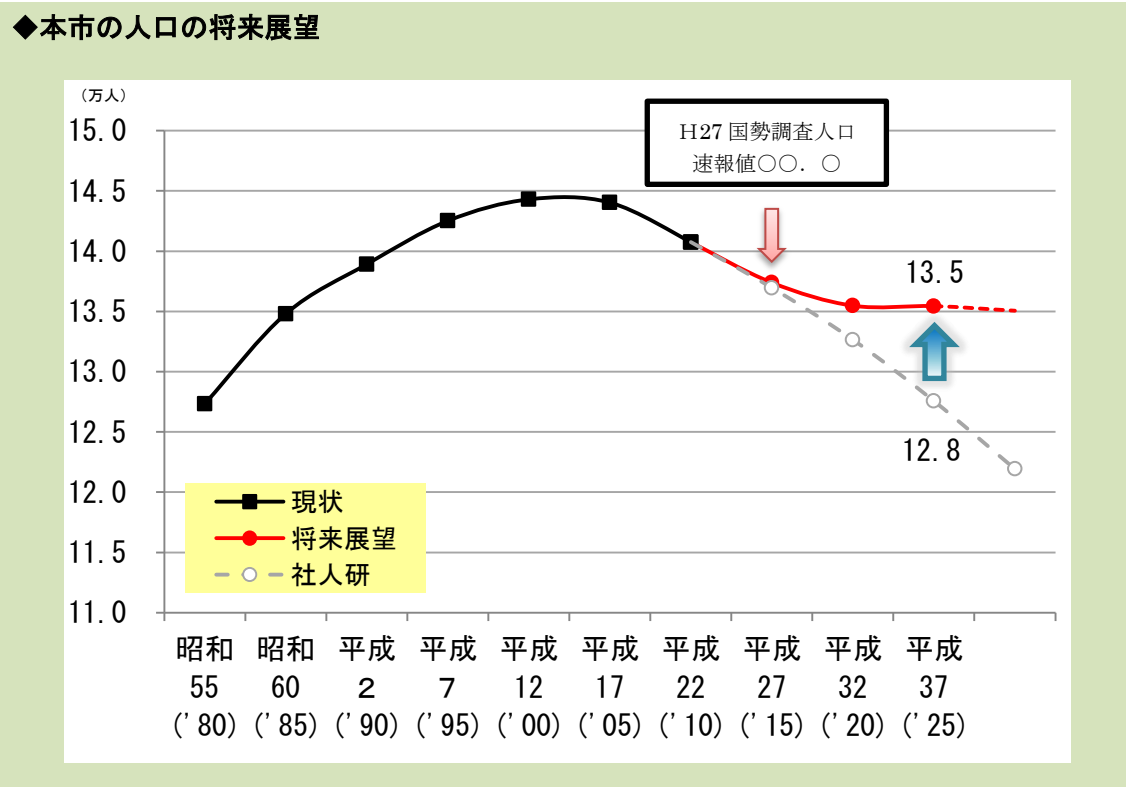
- シティプロモーションの展開により、地域の魅力を地域内外に発信することで「ひとが集うまち」を目指します
- 健全で効率的な行政運営の推進により「市民の視点に立った行政」を目指します

【第3章 将来都市像と基本目標】

第4節 想定人口

人口の将来展望

本市の将来展望は「諫早市長期人口ビジョン」を踏まえ、計画最終年度（10年後）の平成37（2025）年に13万5千人と想定したまちづくりに取り組めます。



【第3章 将来像を実現するための政策施策】

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

第4章 将来都市像を実現するための政策施策

第1節 将来都市像を実現するための政策施策体系図



【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

第2節 重点プロジェクト（仮称）

計画期間において、本市の将来的な生活基盤を確かなものとするため、特に重点的に取り組むべき計画等を「重点プロジェクト（仮称）」に位置付け、その実現を推進します。

プロジェクト1 将来に希望を持って安心できる子育て支援

- 施策の展開
- ・子どもを産み育てる環境づくり（P25）・幼児期教育と保育の充実（P26）
 - ・子育て家庭への経済的支援（P26）
 - ・子育て・子育て自立支援（P27）
 - ・こどもの城を活用した子育て、教育充実（P27）

プロジェクト2 スポーツのまち諫早の推進による交流促進

- 施策の展開
- ・スポーツ拠点施設の整備（P35）・生涯スポーツの振興（P35）
 - ・スポーツツーリズムによる交流人口の拡大（P75）

プロジェクト3 新産業団地整備による産業活力の創出

- 施策の展開
- ・地域産業を支える人材の確保・育成（P64）
 - ・企業誘致の促進（P66）
 - ・産業団地の整備促進（P66）

プロジェクト4 地域資源を活かした観光・物産の振興

- 施策の展開
- ・道の駅を活用した地場製品の販売促進（P72）
 - ・観光情報の発信（P70）
 - ・干拓資源の総合的な活用（P71）

プロジェクト5 新幹線開業を契機とする駅周辺を含めた交通結節機能等の強化

- 施策の展開
- ・幹線道路網の整備（P104）
 - ・地域公共交通の整備（P105）
 - ・市街地開発事業（P108）

プロジェクト6 人口減少に歯止めをかける定住環境づくり

- 施策の展開
- ・土地利用の規制緩和と定住の促進（P107）
 - ・特色あるまちづくりの推進（P111）
 - ・地域における「小さな拠点」の推進（P111）

プロジェクト7 諫早市の魅力発信による交流人口拡大の推進

- 施策の展開
- ・シティプロモーションの推進（P114）
 - ・文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大（P76）
 - ・グリーンツーリズム等による交流人口の拡大（P76）

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

第3節 将来都市像を実現するための8つの基本政策

基本政策1-1

健やかなひとづくり

地域住民と協力して、明日の「諫早」を担う子どもたちが、郷土の歴史や文化、自然に親しみ、学び、遊ぶ中で、健康な体づくりと十分な学力を育み、将来に大きな「夢」を抱きつつ、その実現に努力できる環境づくりを目指します。

施策 1-1-1 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援

施策 1-1-2 学びと夢を育てる学校教育の充実

施策 1-1-3 地域で支える青少年の健全育成

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 1-1-1

基本政策／健やかなひとづくり

結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援

施策の展開 1-1-1-1	“縁”がつながるひとづくり
施策の展開 1-1-1-2	子どもを産み育てる環境づくり
施策の展開 1-1-1-3	幼児期教育と保育の充実
施策の展開 1-1-1-4	子育て家庭への経済的支援
施策の展開 1-1-1-5	子育て・子育て自立支援
施策の展開 1-1-1-6	こどもの城を活用した子育て・教育充実

現状と課題

- 少子化の原因の一つである未婚化・晩婚化への対策として、全国的に「婚活」を支援する事業が増えていますが、いきなり「結婚」に直結するようなイベントに抵抗を感じ、参加をためらう人も少なくありません。より多くの男女が気軽に参加できるような、出会いの場を増やすことが期待されています。
- 妊娠、出産から子育てまでの継続した支援体制を築くとともに、様々な面から健やかな子育て支援を行っており、これらをより周知し、継続していく体制の確立が必要となります。
- 多様化するニーズに対応した保育の提供体制の確保と児童の健全育成を図り、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが期待されています。
- 児童手当等の支給、未熟児養育医療給付、保育料軽減などにより保護者の負担軽減を図る一方で、福祉医療費支給対象年齢の拡大が求められています。
- ひとり親家庭の経済的自立のための職業訓練促進給付金等の拡充要保護児童等への支援体制の充実、子どもの貧困問題の解決に取り組む必要があります。
- 子どもたちへ体験活動の機会を意図的・計画的に提供しつつ、親や指導者の体験学習への理解を深め、「楽しい」と感じる取組が必要であり、福祉・教育など既存の枠を超えた充実した子育て・教育環境の構築が必要です。

今後の取組方針

- 男女の多様な出会いの場を創出する活動を支援します。
- 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援をします。
- 子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供を図ります。また、学童クラブの各小学校区の保育需要量に応じた定員管理を行います。
- 積極的な子育て費用の軽減を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

- ひとり親家庭の生活の安定と自立や子どもの貧困問題等の課題解決に向けて、支援を充実します。
- こどもの城での子育てに関する相談や、親や指導者が学び合えるような場と機会を設けられるよう、関係機関と連携して、研究・試行していきます。

施策の展開 1-1-1-1

“縁”がつながるひとづくり

【施策の展開の取組方針】

- 少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、婚活イベントへの支援など、出会いの場創出の拡大を図ります。

施策の展開 1-1-1-2

子どもを産み育てる環境づくり

【施策の展開の取組方針】

- 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援のため、子育て世代包括支援センターを設置し、総合的な相談体制を確立することで、母子保健の充実を図ります。
- 妊婦・乳幼児健診や予防接種の実施により子どもたちの健康増進に努めます。
- ブックスタートの充実を図り、親子のふれあいや本に親しみやすい環境づくりを推進します。
- 子育て世帯のニーズに合わせた情報を集約し、様々な情報端末からアクセス可能なウェブサイトにより分かりやすい情報発信を行います。
- 子育て支援センターについては、利用者支援事業等と連携して、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- 子どもたちが安心して受診できる医療体制を確保するため、準夜間における診療体制を支援するなど医療環境の整備に努めます。
- 発達が気になる子どもの早期発見・早期支援、及び育児不安を持つ保護者への相談・助言指導を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。
-

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-1-1-3

幼児期教育と保育の充実

【施策の展開の取組方針】

- 地域の教育・保育ニーズに応じた教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の定員確保を行い、子どもを安心して育てることができる環境の整備に努めます。
- 延長保育、病児保育、学童保育などの地域子ども・子育て支援事業を推進することにより、多様化する保育需要に的確に対応します。

施策の展開 1-1-1-4

子育て家庭への経済的支援

【施策の展開の取組方針】

- 子どもの医療費助成拡大や保育料の軽減などにより、子育て費用の積極的な軽減対策を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-1-1-5

子育て・子育て自立支援

【施策の展開の取組方針】

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、必要な情報提供や各種相談、就業支援を充実します。
- 要保護児童等への、必要に応じた適切な支援のため、相談担当職員の質の向上を図ります。
- 子どもの貧困問題等の課題に対し、必要な措置を講じます。

施策の展開 1-1-1-6

こどもの城を活用した子育て・教育充実

【施策の展開の取組方針】

- 公民館や国立諫早青少年自然の家など、関係機関との連携を推進します。
- より参加しやすい形態を試行しながら、関係機関と連携した様々な取組をこどもの城で実施します。
- 親や指導者が、心理的な支援や教育手法に関して3つの「た」（楽しく、体験しながら、互いに）学び合えるような場と機会について、さらに研究・試行していきます。

学びと夢を育てる学校教育の充実

- 施策の展開 1-1-2-1** 個性と創造力を伸ばす教育
- 施策の展開 1-1-2-2** 教育環境の充実
- 施策の展開 1-1-2-3** 心が触れ合う安全な学校環境づくり

現状と課題

- 地域理解と郷土愛を育むとともに、グローバル化に対応した英語によるコミュニケーション力や食育についての理解を深め、生涯健康で心豊かな生活の実現を目指し、食育に関する情報提供や啓発事業が必要です。
- 教職員の指導力向上や、創意ある学習指導法の推進に加え、学校図書館の整備や支援員の配置、指導力の向上を図ることにより、学習環境の向上を目指すことが求められます。
- 学校施設・設備等を有効かつ効率的に整備し、良好な教育環境の形成を目指すことが大切です。また、学校給食においても、安全で衛生的な学校給食を提供するように努める必要があります。
- 児童生徒及び教職員、保護者の心を和らげる環境づくりに努めるとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ・不登校」等の未然防止を図ることが求められます。

今後の取組方針

- 子どもたちに「生きる力」と「確かな学力」を育む特色ある学校教育を推進するために、ソフト・ハード両面の整備に取り組んでいきます。
- 教材・教具の整備や、学校施設の機能強化や多機能化を図る一方で、児童生徒数の減少に伴う学校施設の有効活用等の適切な対応を検討していきます。
- いじめ・不登校の防止や予防に向けて、相談員の配置など相談業務を推進し、関係機関・団体の連携により、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 食育推進会議・食育推進本部の関係機関と学校教育現場との連携・協力により、自ら食について考える習慣を身につけ、健康で心豊かな人間性を育てていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-1-2-1

個性と創造力を伸ばす教育

【施策の展開の取組方針】

- 21世紀を担う子どもたちに「生きる力」と「確かな学力」を育む教育に取り組みます。
- 諫早市英語教育推進プランを掲げ、急速な社会のグローバル化に対応した児童生徒の英語力の向上を図ります。
- 子どもたちが、ふるさと諫早の自然・歴史・文化、特色ある学校、特色ある教育の推進に取り組みます。
- 21世紀の高度情報化社会を生き抜いていくために、ICT機器を効果的に活用した「わかる授業」の実施に向けて、ソフト・ハード両面の整備に取り組んでいきます。
- 食に関して自分自身で考え行動できる知識や能力を身につけるために、年齢や発達段階に応じて食育に関する指導や教育を進めます。
- 高い水準での学校図書の整備充実を図っていきます。
- 学校図書館運営支援員を配置し、図書ボランティア等との連携を図りつつ、さらなる図書館運営の活性化を図ります。
- 市内小・中学校及び市立幼稚園における特別支援教育の充実に取り組みます。
- 地域の特色を生かした「土曜授業（学校が主体）」及び「土曜学校（学校以外が主体）」の充実を図っていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-1-2-2

教育環境の充実

【施策の展開の取組方針】

- 老朽施設の大規模改造、長寿命化対策や改築等について、計画的に取り組めます。
- 児童生徒数の減少に伴う学校施設について、その有効活用等の適切な対応を検討します。
- 常に見直しを行いながら、計画的かつ効率的に教材・教具の整備を進めていきます。
- 学校給食に携わる関係者の資質向上を図り、より安全で充実した給食を実施していきます。
- 給食センターの効率的な運営及び安全・安心な学校給食の提供を行います。

施策の展開 1-1-2-3

心が触れ合う安全な学校環境づくり

【施策の展開の取組方針】

- 子どもたちの生徒指導上の諸問題を未然に防止するために、効果的・効率的な相談業務を実施します。
- いじめを未然に防ぎ、児童生徒が安心して学校生活、家庭生活が送れるように継続して取り組みます。
- 「いじめ・不登校」問題の啓発、意識高揚を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 1-1-3

基本政策／健やかなひとづくり

地域で支える青少年の健全育成

施策の展開 1-1-3-1 のびのび子育て環境づくり

施策の展開 1-1-3-2 青少年の健全育成

現状と課題

- 体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育む機会を提供する子ども会育成連合会、会員数の減少と指導者の高齢化が進んでおり、その対策が求められます。
- 総合的な放課後対策として、安全・安心な子どもの居場所を設け、子どもたちと地域住民との交流活動等の取組を実施しながら、それらを支援する新たな人材の発掘に努める必要があります。

今後の取組方針

- 本市の将来を担う子どもたちの健全育成のため、体験活動の機会の提供や放課後子ども教室を開催していきます。
- 地域の人々とのふれあいや社会体験を通じて、青少年の健全育成活動の底上げを図るとともに、少年相談員の資質向上や新たな人材の発掘・養成及び健全育成活動の推進を図ります。

施策の展開 1-1-3-1

のびのび子育て環境づくり

【施策の展開の取組方針】

- 本市の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、引き続き活動支援を行っていきます。
- 各団体の活動の紹介等広報活動に協力し、会員数の確保に協力していきます。
- 地域において、子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供する事業を支援し、もって子どもの生きる力の育成に努めます。
- 公立公民館において、児童を対象とした放課後子ども教室（講座）を開催します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-1-3-2

青少年の健全育成

【施策の展開の取組方針】

- 本市で展開されている様々な青少年の健全育成活動の底上げを図るとともに、地域の青少年教育の新たな人材の養成を支援します。
- 少年センターや学校、関係行政機関、医療機関等との連携によるカウンセリングや個別相談、各種体験活動などを通じて、不登校児童・生徒の学校復帰への支援を行います。
- 研修の機会を充実させることにより、少年相談員の資質向上や不登校児童生徒に対する指導力の向上と校内指導体制の強化を図ります。
- 「いさはや運動」を関係団体と連携を図りながら推進します。

基本政策1-2

こころ豊かなひとづくり

人権を尊重される地域社会の実現を目指し、市民の平和への願いを
実践する取り組みを進めます。

また、全国的にも整備水準が高い図書館の利便性をさらに高め、市民
に生涯にわたる学びの意欲にこたえる機会や各種講座、教室等の充実
を図るとともに、健康維持や市民交流、生きがいづくりに大きな役割を果
たすスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

郷土の歴史や伝統文化、暮らしなどを見詰め直し、市民交流などを通
じて異文化に触れ親しむ環境づくりに取り組みます。

性別や職業、年齢などにかかわらずその個性と能力を十分に発揮で
きる地域社会づくりを目指し、国際化時代に対応したまちづくり、国際性
豊かな人材の育成を目指すため、国際化の推進や友好交流都市との信
頼関係の醸成を図ります。

施策 1-2-1 スポーツ・レクリエーションの振興

施策 1-2-2 歴史と文化の継承・発展

施策 1-2-3 芸術・文化活動の推進

施策 1-2-4 世代を超えて学ぶ生涯学習

施策 1-2-5 男女共同参画社会づくりの推進

施策 1-2-6 恒久平和の推進と人権意識の醸成

施策 1-2-7 国際・国内交流の推進

スポーツ・レクリエーションの振興

- 施策の展開 1-2-1-1** スポーツ拠点施設の整備
- 施策の展開 1-2-1-2** 生涯スポーツの振興
- 施策の展開 1-2-1-3** スポーツ競技力の向上

現状と課題

- 体育館等の計画的な整備により均衡あるスポーツの振興が図られていますが、施設の老朽化等で修理の対象が多く、定期的な点検、状態の把握の必要があります。
- 生涯スポーツ推進事業については、各地域に根差した活動を行い、多数の参加を得て実績をあげていますが、総合型地域クラブの啓発やスポーツ少年団の少子化に伴う団員数の減少などが課題となっています。
- 市体育協会に対するスポーツ振興上の支援や優秀な成績を納めた個人・団体に対し強化指定や激励を行っています。また、小中学校での部活動振興や競技力向上を図り、子どもの体力の増強や体力差の改善を図る必要があります。

今後の取組方針

- 中央体育館や久山港埋立地スポーツ施設などの体育施設に関しては、継続的な整備・点検や問題の解消に向けて取り組んでいきます。
- 生涯スポーツの普及・振興を推進するとともに、スポーツ少年団を育成・支援します。
- 激励事業や選手強化事業を通じ、さらなる競技力の向上を図ります。
- 子どもたちの体力の底上げを図ることに加え、大会の開催などスポーツ振興のための支援を継続的に行います。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-1-1

スポーツ拠点施設の整備

【施策の展開の取組方針】

- 久山港埋立地スポーツ施設（野球場等）の整備を進めます。
- サッカー場やテニス場などスポーツの拠点としての施設整備を図ります。
- 体育施設に関しては、営繕の対象施設・箇所、営繕計画の整理を行います。

施策の展開 1-2-1-2

生涯スポーツの振興

【施策の展開の取組方針】

- 関係団体等と連携し、生涯スポーツの普及、振興を推進します。
- 総合型地域クラブにおいては、地域の住民誰もが、それぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるように活動を支援します。
- スポーツ交流大会や、指導者研修会等への参加を競技団体に呼びかけ、スポーツ少年団を育成・支援します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-1-3

スポーツ競技力の向上

【施策の展開の取組方針】

- スポーツ振興のための支援を継続的に行います。
- 激励事業、諫早市長杯争奪中学校スポーツ選手権大会を支援していきます。
- 子どもの体力の二極化を解消し、市内全体の子どもたちの体力の底上げのために、体力向上プランを確実に各学校で実施していきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 1-2-2

基本政策／こころ豊かなひとづくり

歴史と文化の継承・発展

施策の展開 1-2-2-1 文化財の保存と伝統の継承、活用

施策の展開 1-2-2-2 歴史の発掘と保存

現状と課題

- 各地域の民俗芸能や伝統行事の後継者の減少が進んでおり、それらを地域住民が継承し、地域の活性化へ取り組んでいくためにも、担い手や後継者の育成が急務となっています。
- 江戸時代における街道（長崎街道、島原街道等）について、説明板・案内板の設置などの環境整備を行っています。

今後の取組方針

- 文化財については、郷土学習資料を作成し、美術・歴史館での展示等を通じて周知を行います。
- 地域の民俗芸能や伝統行事についても広く情報発信を行うとともに、次世代へ継承するための担い手育成を支援します。

施策の展開 1-2-2-1

文化財の保存と伝統の継承、活用

【施策の展開の取組方針】

- 地域の特徴ある浮立や祭事などの伝統的芸能や文化等を、次世代へ保存継承するための担い手育成を支援します。
- 市内の文化財については、適切な保存に努めるとともに、周知を図ります。
- 新たな歴史資料の収集、研究に努めます。
- 市内に残る文化財等の保存や紹介に加え、新たな文化財の発掘を行い、その歴史的な背景や文化的な特質の周知に取り組みます。また、歴史資料等の収蔵機能の充実を図ります。
- 街道について総合的な調査を行い、歴史探訪や散策等に活用できるよう環境整備を図ります。
- 諫早公園を適正に管理するとともに、『眼鏡橋』等の活用を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-2-2

歴史の発掘と保存

【施策の展開の取組方針】

- 市内遺跡発掘調査と古文書等の調査等により郷土の歴史の研究に取り組みます。
- 文化財の調査・研究等については、関係機関等とも連携を図りながら進め、成果を美術・歴史館に展示しわかりやすい解説に努めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 1-2-3

基本政策／こころ豊かなひとづくり

芸術・文化活動の推進

- 施策の展開 1-2-3-1** 芸術文化の顕彰
- 施策の展開 1-2-3-2** 展示・発表・鑑賞の場づくり
- 施策の展開 1-2-3-3** 芸術文化の振興

現状と課題

- 芸術文化を尊ぶ風土づくりと市民文化の振興のため、諫早市芸術文化連盟が行う事業の周知を図るとともに、市民が気軽に参加できる状況を創ることが必要であり、その活動に対して支援を行っています。
- 諫早文化会館、美術・歴史館等では、芸術・芸能の鑑賞機会を提供するとともに、市民による芸術・文化活動を支援し、市民文化の振興を図っていますが、公演内容等による観客の固定化や観客数減少が懸念され、公演内容の見直しが必要となっています。また、市民作品の展示・発表等の場として提供するとともに、市民に開かれた運営をしていく必要があります。
- 諫早文化会館は、芸術の鑑賞の場や文化活動の拠点施設として、多くの市民に利用され、文化振興に大きな役割を担ってきましたが、建物や設備機器の老朽化が進行しており、快適な利用のための抜本的な改修が必要になっています。

今後の取組方針

- 優れた文化活動や作品を表彰するなど、芸術文化を尊ぶ風土づくりと市民文化を振興し、顕彰事業に継続して取り込んでいきます。
- 市民が参加できる文化・芸術事業を進め、市民作品の展示・発表等の場や優れた芸術作品の鑑賞の場としての提供を行っていきます。
- 心豊かな生活を実現するために、文化・芸術等の鑑賞や発表の場を整備・強化します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-3-1

芸術文化の顕彰

【施策の展開の取組方針】

- 児童生徒及び市民の学術・芸術活動を支援するとともに、優れた文化活動や作品を表彰するなど、芸術文化を尊ぶ風土づくりと市民文化を振興するための裾野を広げるためにも、今後も事業に継続して取り組んでいきます。
- 諫早市出身の著名な文化人を顕彰すること等により、「文化のまち」としてPRしていきます。

施策の展開 1-2-3-2

展示・発表・鑑賞の場づくり

【施策の展開の取組方針】

- 郷土ゆかりの芸術作品の展示や市民作品の発表・展示の場、また地域文化・歴史等の学習の場づくりを充実します。
- 芸術鑑賞会による優れた公演会の開催や舞台芸術祭など、多くの市民が参加でき、趣味が広がる文化・芸術事業を支援します。
- 県央地域の文化・芸能等の鑑賞・発表の拠点となる文化施設の機能強化と整備を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-3-3

芸術文化の振興

【施策の展開の取組方針】

- 文化団体の活動が、心豊かな生活を実現するとともに、活力ある社会を構築し、これらの団体が健全で、適切な事業活動を行えるよう支援していきます。
- 諫早文化会館は、市民文化の拠点としての施設の長寿命化を図るため、再整備計画を策定し、施設の改修をはじめ、音楽ホールの整備など、県央地域の文化・芸術等の鑑賞・発表の機能を強化します。

世代を超えて学ぶ生涯学習

- 施策の展開 1-2-4-1** 生涯学習施設の整備
- 施策の展開 1-2-4-2** 公民館講座の充実
- 施策の展開 1-2-4-3** 図書館文化の創造

現状と課題

- 市民は、ふれあい施設や公民館、その他の生涯学習施設を活用して生涯学習を行っていますが、施設の容量と利用人口とのバランスがとれていないところもあります。
- 公民館において各種講座を開催していますが、市民の学習機会の充実、学習意欲の向上に応えるため、さらなる充実が必要です。
- 「図書館のまち諫早」として、更に市民のニーズの多様化へ対応するため効率的・効果的なサービスのあり方を検討する必要があります。

今後の取組方針

- 「生涯学習センター」の建設や老朽化が進む公民館施設の改修を検討します。
- 地域課題の解決に向けた講座の開催にも努めるとともに、公民館職員や事業の質の向上に努めます。
- 高度な図書館情報システムへの更新等による多彩なサービスの提供や市民協働の図書館づくりを進めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-4-1

生涯学習施設の整備

【施策の展開の取組方針】

- 本市の生涯学習の中核となる「生涯学習センター」の建設を検討します。
- 公民館及び社会教育施設の延命化を図るため、維持補修、改修工事等に努めます。

施策の展開 1-2-4-2

公民館講座の充実

【施策の展開の取組方針】

- 様々な地域における情報や課題を的確に把握するとともに、その解決に向けた講座の開催に努めます。
- 他の自治体との情報交換や情報共有を図り、公民館職員の資質の向上に努めます。
- 子ども会、PTA等の様々な関係団体との連携を進め、これまで以上に地域間・世代間交流の機会を増やしていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-4-3

図書館文化の創造

【施策の展開の取組方針】

- 情報拠点施設として、様々な知的要求に対応した図書資料の充実を図り、市民の学びと課題解決の支援に努めます。
- 高度な図書館情報システムへの更新等により、利用者の利便性を高めます。
- 子どもの読書環境を整備します。

男女共同参画社会づくりの推進

施策の展開 1-2-5-1 男女共同参画の意識啓発推進

施策の展開 1-2-5-2 女性の能力向上と登用促進

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現に向け、市民主導・参加型のフォーラムを開催し、男女共同参画の意識啓発と人材育成を行っていますが、イベント内容等の充実、各種団体との連携や人材確保と育成に取り組む必要があります。
- 現在、女性の活躍促進が重要視されていますが、結婚や出産、介護等を機に離職するケースが多く、女性が社会復帰をする際、講座の実施や協力団体との連携などによりサポートする体制が必要です。また、男女共同参画推進センターの「女性相談室」において、DVや人間関係等の相談に対して関係機関と連携し、相談業務の充実に努め、時代の変化によって新たに発生する相談にも対応していく必要があります。

今後の取組方針

- 男女共同参画意識の啓発を図るフォーラムや出前講座の開催、広報活動により男女共同参画社会への理解を深める取組を行います。
- 起業についてのノウハウの習得や、再就職に必要なスキルの習得を促進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-5-1

男女共同参画の意識啓発推進

【施策の展開の取組方針】

- フォーラムは市民への男女共同参画意識の啓発を図る中心的なイベントであることから、より多くの市民の方に参加していただくため、フォーラムの開催方法の検討や内容の充実を図ります。
- 男女共同参画週間事業や出前講座の開催、センターだよりや広報「諫早」による広報活動により、男女共同参画社会への理解を深める取組を行います。
- 「第2次諫早市男女共同参画計画」の期間が平成29年度で終了するため、次期「第3次諫早市男女共同参画計画」を策定します。

施策の展開 1-2-5-2

女性の能力向上と登用促進

【施策の展開の取組方針】

- 諫早市の審議会等の委員への女性の登用率の目標数値達成に向けて推進します。
- 再就職に必要なスキル（就活の進め方、パソコン等）の習得を促進します。
- 起業についての基礎知識の習得や起業者間のネットワーク作りを推進します。
- 市民一人ひとりに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解を図るため、周知活動等の積極的なPRを実施します。
- 女性相談室の周知を図り、市民が安心して生活できる環境を整備します。

恒久平和の推進と人権意識の醸成

施策の展開 1-2-6-1 平和都市宣言の実行

施策の展開 1-2-6-2 人権尊重意識の醸成

現状と課題

- 第2次世界大戦後70年が経過し、風化していく戦争・被爆体験を継承し記録に残すため、本人や被爆2世、家族から多くの体験談収集を行う必要があります。また、被爆県として平和教育に取り組むとともに、生命の尊厳について学ぶ取組を実施する必要があります。
- 女性に対する不当な差別や高齢者に対する虐待、また、学校や職場での「いじめ」など様々な人権問題が起きています。一方で、情報化が進み、インターネットやSNS等を悪用したプライバシーの侵害、誹謗中傷や差別を助長する掲示などの問題も深刻化しており、人間として幸せに生きる権利を踏みにじる差別の根絶や人権問題への理解促進が求められています。

今後の取組方針

- 平和教育に関する取組の充実を図るとともに、市民の平和への関心を高め、「平和都市諫早宣言」を普及します。
- 人権啓発活動等により人権尊重意識を醸成し、市民の人権意識を高めるとともに、道德教育の充実を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-6-1

平和都市宣言の実行

【施策の展開の取組方針】

- 世界恒久平和の実現を目指して行った「平和都市諫早宣言」を普及し、市民の平和への関心を高め、過去の悲惨な戦争や被爆体験を受け継ぎながら、関係団体とも協働して平和の大切さを考える平和啓発事業を行っていきます。
- 平和教育に関する全体計画を作成し、平和教育担当者を中心に平和教育に関する取組の充実を図ります。また、学習指導要領に従い、主に各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等で平和に関する指導を計画的に行います。

施策の展開 1-2-6-2

人権尊重意識の醸成

【施策の展開の取組方針】

- 人権侵害や不当な扱い、虐待などについては、当事者間に隠れ表面化しないケースもあるため、人権擁護委員や関係機関と連携し、市民の人権に係る悩み事解決に寄与するよう努めます。
- 各種人権啓発活動を通じて人権尊重意識を醸成し、併せて、人権問題の身近な相談相手としての人権擁護委員の役割や活動について周知を図ります。
- 長崎県、市教育委員会、法務局、人権擁護委員協議会及び市民団体との連携を深め、市民の人権意識を高める事業を展開します。
- 人権教育全体計画の見直し及び教職員研修を実施します。
- 道徳の時間及び人権集会、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の取組等の充実を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 1-2-7

基本政策／こころ豊かなひとづくり

国際・国内交流の推進

施策の展開 1-2-7-1 国際交流の支援

施策の展開 1-2-7-2 国内交流の推進

現状と課題

- 大きく国際化が進展している中、本市においても留学生や市内在住の外国人との交流が進み、市民の海外旅行やビジネス機会も増加し、様々な団体等が国際交流を行っていますが、多文化共生や国際理解に役立つ一層の交流の促進が必要となっています。
- 友好交流都市である、津山市・出雲市との3市間での企画展等を検討するなど、友好交流と信頼関係の醸成を進める必要があります。

今後の取組方針

- 国際交流は、文化や歴史、習慣など、お互いの違いを認め合いつつ、市民主体で推進します。
- 三市友好交流懇談会や都市まちづくり会議は今後も継続して実施していきます。

施策の展開 1-2-7-1

国際交流の支援

【施策の展開の取組方針】

- 文化や歴史、習慣などが異なる地域や国々の人たちとの交流は、お互いの違いを認め合いつつ、自己の認識や考え方などを顧みるよい機会となることから、市民主体の草の根の国際交流を推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 1-2-7-2

国内交流の推進

【施策の展開の取組方針】

- 今後も継続して国内の交流を実施していきます。

基本政策 2-1

地域特性を活かした農林水産業

本市の有する最も重要な地域資源である自然環境を活かし、地域の人材と知恵を集結した取組を進め、就業の場としての魅力づくりや高付加価値化、生産基盤の充実や経営規模の拡大、地域の特性を活かした作物の振興と多様な担い手を育成し、環境と共生、調和した魅力ある農林水産業づくりを目指します。

施策 2-1-1 特色ある農業の振興

施策 2-1-2 豊かな森林を育む林業の振興

施策 2-1-3 3つの海が育てる水産業の振興

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-1-1

基本政策／地域特性を活かした農林水産業

特色ある農業の振興

- 施策の展開 2-1-1-1 農業基盤の整備
- 施策の展開 2-1-1-2 農林水産品の振興
- 施策の展開 2-1-1-3 農村集落環境の整備
- 施策の展開 2-1-1-4 畜産の振興
- 施策の展開 2-1-1-5 有害鳥獣対策の強化

現状と課題

- 農地流動化の促進や、農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題の解決を図る必要があります。
- ブランドについては、向上のための取組に対して支援するとともに、新たな作物についてブランド化の検討を図る必要があります。また「GAP（農業生産工程管理）」の普及・周知により、安全性や品質の向上、農業経営の改善や効率化などを図る必要があります。
- 農村・中山間地域における過疎化・高齢化や後継者不足等の問題により、集落機能が低下しており、農用地や水路、農道等の農業用施設の適切な維持や共同管理が難しくなっています。また、環境問題が高まる中で、農業分野においても本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要となっており、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮を図り、農業を継続できる環境を整える必要があります。
- 畜産農家の経営安定を図るとともに、老朽化した施設の改修や規模拡大への対策を関係機関とともに支援する必要があります。
- 農作物被害防止のため、捕獲鳥獣の有効利用を促進するため、ジビエ料理の普及と安定した販路の確保が必要です。

今後の取組方針

- 農業生産基盤の整備を推進し、農業の基盤強化に取り組みます。
- 農産物のブランド化の推進や、環境保全型農業の普及に取り組みます。
- 自然環境の保全や多面的機能の維持・増進による農業基盤を整備します。
- 畜産農家の経営安定を図りながら、資源循環型社会の構築を目指します。
- 鳥獣被害防止対策を行うとともに、ジビエ料理の普及に向けた情報発信及び販路確保に取り組みます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-1-1-1

農業基盤の整備

【施策の展開の取組方針】

- 経営規模の拡大及び合理化等を図る意欲ある農業者に対する支援を継続し、関係機関と連携し、本市農業の基盤強化に取り組みます。
- 認定農業者等の担い手への農地集積を図るとともに、集落営農の組織化・法人化を推進します。
- 農業生産基盤の整備を推進し、農業生産の効率化や省力化、規模拡大や高収益化を促進します。
- 施設園芸については、国県の補助事業を活用しながら支援を継続していきます。

施策の展開 2-1-1-2

農林水産品の振興

【施策の展開の取組方針】

- GAP（農業生産工程管理）や環境保全型農業に取り組む農業者を支援します。
- 農産物直売所に対しては、指導・助言を行うとともに、研修会や交流会等を開催します。
- 今後、新たな農産物のブランド化を図る取組を進めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-1-1-3

農村集落環境の整備

【施策の展開の取組方針】

- 農村集落環境の整備を図る必要があり、広域活動組織の設立について促進を図ります。
- 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を推進します。
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入し、農業者が連携し活動範囲の拡大を図ります。
- 農村公園については、市民の憩いの場としての機能を維持するとともに、施設の適正な管理を継続して行います。

施策の展開 2-1-1-4

畜産の振興

【施策の展開の取組方針】

- 畜産経営により排出される家畜糞尿については、適正な堆肥化を行い、資源循環型社会の構築を目指します。
畜産農家の優良家畜の導入等に支援し、畜産農家の経営安定を図っていきます。
- 鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の脅威が増大していることから、農家による自衛防疫や関係団体が行う診療事業に対して関係機関と連携して支援します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-1-1-5

有害鳥獣対策の強化

【施策の展開の取組方針】

- 被害防止対策を行うため、侵入防護柵の設置や捕獲隊の拡大、ヤギの放牧を活用した緩衝帯整備などを地域ぐるみで実施できるよう支援します。
- 加工処理施設を活用し、市内におけるジビエ料理普及に向けた情報発信及び販路確保に向けた取組に支援を行います。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-1-2

基本政策／地域特性を活かした農林水産業

豊かな森林を育む林業の振興

施策の展開 2-1-2-1 林業による収益の向上**施策の展開 2-1-2-2** 市民の森づくり**施策の展開 2-1-2-3** 多面的機能を推進する林業の育成**現状と課題**

- 木材価格の低迷や、森林所有者の高齢化などにより、林業経営は厳しい状況にあります。
- 市の花であるツクシシャクナゲを植栽し保育するとともに、市民が自然環境に親しめる周辺及び林内整備が必要です。
- 森林は生産の場であるとともに、土砂災害の防備や水源かん養などの多面的機能を有しており、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるとともに、所有者の収益の向上を図り、森林整備を推進する必要があります。

今後の取組方針

- 林業の収益性の向上を図るため、効率的・集約的な施業を推進し、森林整備を実施していきます。
- 広葉樹林や針葉樹林の整備推進により、森林の有する多面的機能の向上を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-1-2-1

林業による収益の向上

【施策の展開の取組方針】

- 林業の収益性の向上を図るため、基盤となる林道、作業路網の整備、高性能林業機械の導入支援により、間伐や枝打等の森林保全及び木材搬出等の効率的・集約的な施業を推進するとともに、「豊かな森づくり基金」などを活用した森林整備を実施していきます。

施策の展開 2-1-2-2

市民の森づくり

【施策の展開の取組方針】

- 森林は生産の場であるとともに、水源かん養、地球温暖化防止や教育・レクリエーション機能などの多面的機能を有しています。市の花であるツクシシャクナゲを計画的に植栽し、市民が森林に親しみ関心を持てる場を提供し、森林の持つ公益的機能の啓発を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-1-2-3

多面的機能を推進する林業の育成

【施策の展開の取組方針】

- 「豊かな森づくり基金」などを活用して森林所有者の費用負担の軽減を図り、広葉樹林や針葉樹林の森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の向上を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-1-3

基本政策／地域特性を活かした農林水産業

3つの海が育てる水産業の振興

施策の展開 2-1-3-1 豊かな漁場の回復

施策の展開 2-1-3-2 漁業収益性の向上

施策の展開 2-1-3-3 漁業集落の環境整備

現状と課題

- 漁場環境は生活排水や磯焼け被害、赤潮等の発生や、漂流・漂着物など、外的な要因による底質の悪化から、漁場の生産能力の低下しており、漁場環境改善のための対策を図る必要があります。
- 漁業経営を取り巻く環境は、水産資源の減少、燃油や漁業用資材価格の上昇、魚価の低迷等により厳しい状況にあり、漁業生産施設整備や高付加価値化による漁業者の収益性向上の取組を行う必要があります。
- 漁港背後集落においては、住民の不安解消のための整備を実施し、安全・安心のための対策を行うとともに、漁港施設についても整備と長寿命化対策を進め、担い手となる若手漁業者の確保・育成に取り組む必要があります。

今後の取組方針

- 漁場生産力の回復に向けた取組みを進め、水産業・漁村の活性化を推進します。
- 「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進し、水産資源の維持・回復や、水産物のブランド化を図ります。
- 漁港背後集落の不安解消、施設の機能保全、長寿命化対策等により、漁業集落環境の整備を推進します。

施策の展開 2-1-3-1

豊かな漁場の回復

【施策の展開の取組方針】

- 水産業・漁村の様々な機能を維持し、豊かな海を次世代に引き継ぎ、水産業・漁村の活性化を推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-1-2-2

漁業収益性の向上

【施策の展開の取組方針】

- 「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進するとともに、種苗放流事業や漁場環境保全事業とあわせて資源の適正管理の取組みを支援することで、水産資源の維持・回復を推進します。
- 水産物の消費拡大や各海域の地域ブランドの認知度向上を図るための取組を推進します。

施策の展開 2-1-3-3

漁業集落の環境整備

【施策の展開の取組方針】

- 漁港背後集落の不安解消のための対策や施設の機能保全調査等を実施し、安全・安心な漁業集落環境の整備を推進します。
- 将来の水産業の担い手となる青壮年漁業者に対し、水産技術及び知識の向上を図るための取組を支援し、漁村の活力の維持・向上を推進します。

基本政策 2-2

活力あふれる商工業の振興と 雇用の創出

中心市街地の活性化と魅力づくりを行うとともに、賑わいと活気ある商店街づくりを推進します。

また、企業が求める技術・能力に対応した職業訓練や就業支援などを進めるとともに、新たな雇用の場の創出や大型商業施設の誘致を積極的に進め、さらなる交流人口の拡大や雇用の創出を図り、本市経済の活性化につなげるとともに所得の向上に努めます。

施策 2-2-1 個性と魅力あふれる商業の活性化

施策 2-2-2 安定した雇用の創出と人材育成

施策 2-2-3 新たな産業活力の創生

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-2-1

基本政策／活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

個性と魅力あふれる商業の活性化

- 施策の展開 2-2-1-1** 商業基盤整備の促進
- 施策の展開 2-2-1-2** 商店街の魅力づくり
- 施策の展開 2-2-1-3** 経営基盤の改善・強化

現状と課題

- 商店街等が実施する文化性、地域性の高い市民参加型のイベント等に対し支援を行い、中心市街地の活性化を図る必要があります。
- 中小企業への経営指導や施策、制度の普及を推進することによって、経営及び技術の改善向上を図るとともに、経営の安定と健全な発展を図る必要があります。

今後の取組方針

- 力あるまちづくりのための商業基盤施設の整備や各種ソフト事業を支援します
- 中小企業の経営安定と資金力の強化を図るとともに、商工団体への支援を行います。

施策の展開 2-2-1-1

商業基盤整備の促進

【施策の展開の取組方針】

- 第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の目標達成のために、市民・事業者・行政等が一体となって中心市街地の活性化を進めます。
- 中心市街地の活性化のため、商業基盤施設の整備を支援します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-2-1-2

商店街の魅力づくり

【施策の展開の取組方針】

- 商店街の賑わいを創出し、コミュニティの醸成を図るために商店街等が実施する多彩なイベントを支援するとともに、空き店舗を有効に活用した活性化策について検討します。

施策の展開 2-2-1-3

経営基盤の改善・強化

【施策の展開の取組方針】

- 中小企業の経営安定と資金力の強化を促進するため、資金調達の円滑化を図ります。
- 商工会議所や商工会が実施する事業等を支援し、経営の安定と健全な発展を図るとともに、経営及び技術の改善向上を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-2-2

基本政策／活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

安定した雇用の創出と人材育成

施策の展開 2-2-2-1 地域産業を支える人材の確保・育成

現状と課題

- 雇用の場の創出と求人情報の提供を推進し、市外への人材の流出に歯止めをかけ、U I J ターンによる人材の還流や定着を図るとともに、「いさはやコンピュータ・カレッジ」や企業での技能指導により、有能な人材を養成・確保し、職業の安定と地位の向上を図る必要があります。

今後の取組方針

- いさはやコンピュータ・カレッジや長崎県央職業訓練校の事業を支援し、地域の雇用や産業振興のため有能な人材を養成していきます。

施策の展開 2-2-2-1

地域産業を支える人材の確保・育成

【施策の展開の取組方針】

- 諫早雇用・労務協議会の活動を継続して支援します。
- いさはやコンピュータ・カレッジは、地域の雇用や産業振興のため重要な役割を果たしており、地域にもたらす効果は大きいことから、今後も引き続き支援していきます。
- 長崎県央職業訓練校の事業を支援し、職業人として有能な人材を養成していきます。
- 指定管理者による会館管理を継続し、福祉の増進を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-2-3

基本政策／活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

新たな産業活力の創生

施策の展開 2-2-3-1 企業誘致の促進

施策の展開 2-2-3-2 産業団地の整備促進

施策の展開 2-2-3-3 新ビジネス支援

現状と課題

- 企業訪問や情報提供、支援制度等の拡充により、西諫早産業団地への企業誘致を推進するとともに、大型商業施設については、市全体の中で適切な場所を見極めながら、誘致を図ることが必要です。
- 新たな産業団地の整備について、地質調査や地形測量などの事前調査の実施や、交通の利便性などを考慮し候補地の選定を行い、検討を進める必要があります。
- 諫早市内における創業に関する窓口相談により創業から創業後の支援体制を整備し、新たな事業の創出を促進し、本市経済の活性化に努める必要があります。

今後の取組方針

- 企業誘致の推進により、雇用の場の創出と拡大を図り、人材の還流や定着を目指すとともに、本市経済の活性化につなげます。
- 新たな産業団地の整備計画の策定、用地取得、造成工事を実施します。
- 創業支援機関と情報共有化することできめ細やかな支援を行います。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-2-3-1

企業誘致の促進

【施策の展開の取組方針】

- 企業誘致を推進することにより、新たな雇用の場の創出と雇用の拡大を図り、人材の流出に歯止めをかけるとともに、U I J ターンによる人材の還流や定着による若者層の定住化と地域活性化を目指します。
- 工場等設置奨励制度を拡充します。
- 大型商業施設の誘致を積極的に進め、さらなる交流人口の拡大や雇用の創出を図り、本市経済の活性化につなげます。

施策の展開 2-2-3-2

産業団地の整備促進

【施策の展開の取組方針】

- 新たな産業団地の整備計画の策定、用地取得、造成工事を実施します。
- 新たな雇用の場の創出と雇用の拡大を図るため、新たな産業団地の整備を促進します

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-2-3-3

新ビジネス支援

【施策の展開の取組方針】

- 本市の「創業支援ワンストップ相談窓口」を通じて、創業支援機関と情報共有化することできめ細やかな支援を行います。
- 創業者の資金調達を円滑化することにより、新たな事業の創出を促進するため、市と金融機関が連携して資金調達の支援を行います。

基本政策 2-3

地域資源を活かした観光・物産

新幹線開業を踏まえ、県内の基幹道路や鉄道、バス路線網の合流点としての地の利を活かし、近隣市町との連携と利便性を高めながら、見るだけではなくふれあい、学び、体験ができるコンベンションによる交流観光づくりに取り組むとともに、地域で産する農林水産物などを活用した「諫早」ならではの特産品づくりを進めます。

施策 2-3-1 おもてなしの観光づくり

施策 2-3-2 ふるさとの物産づくり

施策 2-3-3 交流促進による地域の活性化

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-3-1

基本政策／地域資源を活かした観光・物産

おもてなしの観光づくり

- 施策の展開 2-3-1-1 観光情報の発信
- 施策の展開 2-3-1-2 体感、交流観光の推進
- 施策の展開 2-3-1-3 干拓資源の総合的な活用

現状と課題

- 観光パンフレット等のニーズは高くなっていることから、観光客が求めている情報等の収集に努め、各種媒体を活用した情報発信についても研究していく必要があります。
- 観光客等市外からのまつりの参加等を促し、交流人口の拡大を図る一方、老朽化しつつある観光施設の維持管理が必要です。
- 自然干陸地は景観植物の植栽が行われ、時季には多くの観光客が訪れるなど地域交流の場、観光地として定着しているとともに、環境保全活動も継続して行われており、魅力ある水辺空間づくりに寄与しています。また、スポーツ・レクリエーションゾーンとしての活用といった要望もあり、利活用の手段等についても情報収集を行っていく必要があります。

今後の取組方針

- 観光パンフレット等の更新や、ホームページやSNS等の活用により、効果的な情報発信を行います。
- のんこの諫早まつり等への参加の促進や、観光施設等の整備を行います。
- 自然干陸地の利活用については情勢を見極めて、環境保全活動等を継続して行うことにより対応していきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-3-1-1

観光情報の発信

【施策の展開の取組方針】

- 観光パンフレット等の情報については、内容を見直しながら定期的に増刷を行うとともに、時代のニーズにあったパンフレットの作製に取り組みます。
- ホームページやSNS等の活用、交通機関や宿泊施設などの観光関係施設へ観光パンフレットを配布するなど関係機関との連携を図りながら、効果的な情報発信を行います。
- 市外、県外の観光関係機関へも積極的に観光パンフレットを送付し、より広範囲に向けた情報発信を行います。
- 観光客誘致につなげるため案内板等の設備の整備に取り組みます。

施策の展開 2-3-1-2

体感、交流観光の推進

【施策の展開の取組方針】

- 本市のまつりを様々な媒体を利用して情報発信し、県内外の方の参加を促します。
- 交流人口の拡大のため、スポーツ大会やコンベンション等の誘致に努めるとともに必要な施設整備を行います。
- 美術・歴史館を有効に活用するなど、地域の資源を十分に活かしながら交流観光の推進を目指します。
- 地域資源を活用した日帰り型の農林漁業体験ツアーを企画・実施するグループに対して、関係機関等の協力を得ながら支援を行い、農林水産業の振興を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-3-1-3

干拓資源の総合的な活用

【施策の展開の取組方針】

- 自然干陸地（河川敷）の利活用については、地域活性化のために進める必要性があり、様々な情勢を見極めて対応していきます。
- 地元団体に助成をし、景観植物の植栽活動や環境保全活動を継続して行うことで、魅力ある水辺空間が形成されています。また、諫早市の新たな観光資源として地域の活性化に寄与しており、今後も干陸地の総合的な利活用に取り込んで継続していきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 2-3-2

基本政策／地域資源を活かした観光・物産

ふるさとの物産づくり

施策の展開 2-3-2-1 道の駅を活用した地場製品の販売促進

施策の展開 2-3-2-2 地場製品の開発・研究

現状と課題

- 地場製品の普及促進・販路拡大のため、地場製品愛用の啓発を図るとともに、県外等へのPRを含めた新たな取り組みが必要です。
- 市内企業と農業者の協力により地場製品の創出に取り組まれており、6次産業化への理解を深めるとともに、取組への協力者や、技術の普及が重要となっています。

今後の取組方針

- 県内外で開催される各種物産展や企業の商談会へ積極的に参加していきます。
- 産地の特色ある農業を実践し、加工販売や新商品開発等の取組を支援します。

施策の展開 2-3-2-1

道の駅を活用した地場製品の販売促進

【施策の展開の取組方針】

- 県内外で開催される各種物産展や企業の商談会へ積極的に参加していきます。
- 地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場として、道の駅の整備を促進します。
- 農海産物などの魅力ある地場製品などの販売により、地域活性化を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-3-2-2

地場産品の開発・研究

【施策の展開の取組方針】

- 農業者の酒米への取組や新技術の確立、産地の特色ある農業の実践につながっていることから、今後においても3か年をめどに継続して実施します。
- 農業・農村活性化支援事業においては、引き続き新商品開発等に取り組む農業者団体を支援します。
- 市内6次産業化法認定者が行う加工販売施設整備に対して関係機関と連携して支援するとともに、事業計画認定を目指す生産者をサポートします。

施策 2-3-3

基本政策／地域資源を活かした観光・物産

交流促進による地域の活性化

- 施策の展開 2-3-3-1** スポーツツーリズムによる交流人口の拡大
- 施策の展開 2-3-3-2** 文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大
- 施策の展開 2-3-3-3** グリーンツーリズム等による交流人口の拡大

現状と課題

- スポーツ大会の開催やコンベンション等の誘致により、地域活性化を促進するため、広報活動などに取り組んでいます。
- 施設の維持管理にあたって、指定管理者制度を導入していますが、施設の老朽化による整備や利用者の減少についての対策が必要です。

今後の取組方針

- ミニトライアスロンリレー大会やレディースロードレース大会などの開催や、Jリーグプロサッカースポーツを通してスポーツ交流人口の拡大に務めます。
- 周囲の自然と調和した交流施設の整備を行うとともに、宿泊者数の増加による地域活性化を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-3-3-1

スポーツツーリズムによる交流人口の拡大

【施策の展開の取組方針】

- いさはやミニトライアスロンリレー大会などのスポーツイベントやV・ファーレン長崎ホームタウン事業を活用して、スポーツによる交流人口の拡大に努めます。
- スポーツ大会の開催について、より利用しやすい助成制度の導入を図ります。今後も、積極的な誘致活動に取り組み、宿泊者数の増加による地域活性化を図ります。
- 積極的な誘致活動に取り組み、宿泊者数の増加による地域活性化を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 2-3-3-2

文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大

【施策の展開の取組方針】

- 積極的な誘致活動に取組み、宿泊者数の増加による地域活性化を図ります。
- 美術・歴史館を有効に活用するなど、地域の資源を十分に活かしながら交流観光の推進を目指します。

施策の展開 2-3-3-3

グリーンツーリズム等による交流人口の拡大

【施策の展開の取組方針】

- 地域資源を活用した日帰り型の農林漁業体験ツアーを企画・実施するグループに対して、関係機関等の協力を得ながら支援を行い、農林水産業の振興を図ります。

基本政策 3-1

安全なまちづくり

洪水や高潮、土砂崩れなどに対する総合的な治水対策と、防災情報の集積や市民広報、避難誘導體制や消防防災組織の育成など災害に強いまちづくりを進めるとともに、交通安全意識の向上や交通安全施設の充実、防犯意識の普及、啓発や適切な情報提供、相談体制の充実など市民とともに安全なまちづくりを進めます。

施策 3-1-1 総合的な防災体制の強化

施策 3-1-2 交通安全・防犯意識の推進

総合的な防災体制の強化

施策の展開 3-1-1-1 治水対策

施策の展開 3-1-1-2 消防防災体制の整備

現状と課題

- 本市は、地形的に集中豪雨が発生しやすく、過去に幾多の災害が発生し、多くの尊い生命や財産が失われています。そのような中で、近年の異常気象により引き起こされる、豪雨、洪水、土砂災害などへの対策として、排水ポンプなどの機器の定期的な点検・整備や、危険箇所への早急な対策工事などが求められます。また、本市には海岸線も多く、波浪・高波、津波への対策など、防波堤や海岸保全施設の整備を継続して行う必要があります。
- 防災行政無線については、支所地域のアナログ設備が老朽化し、全市域における安定した運用に支障が生じることが懸念されます。また、消防団の団員確保や活動支援、装備の充実を図るとともに、地域防災力の向上に努める必要があります。

今後の取組方針

- 排水ポンプなどの老朽機器の整備・更新を行うとともに、ハザードマップ等の配布による警戒避難体制の整備を行い、内水被害や海岸災害を最小限に抑えるように努めます。
- 防災行政無線については、効率的な財源を確保し、全市域のデジタル化事業を前倒しして実施します。
- 消防団研修所及び消防自動車については、老朽化の進んでいるものから順次整備を行います。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-1-1-1

治水対策

【施策の展開の取組方針】

- 梅雨期や台風による大雨の際の内水被害を最小限に抑えるために、実際の稼動に支障をきたさないよう、老朽機器の計画的な整備更新、及び機能維持のための定期的な点検の実施などの管理に努めます。
- 本明川流域以外の内水被害が発生する地域における河川整備の推進に努めます。
- 本明川ダムが早期に完成するよう、市としても、国県と連携して、移転対象者の生活再建対策やダム周辺地域の振興計画策定等を進め、引き続き強力的に事業の推進に努めます。
- 公共工事による急傾斜地崩壊対策工事などのハード事業の取組はもちろんのこと、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定による土地利用規制やハザードマップの配布による警戒避難体制の整備等のソフト対策を含めた総合的な取組を行います。また、公共工事の採択要件を満たさないがけ地について、個人が行うがけ地対策工事の費用の一部を補助することで、個人による対策工事を促し、危険箇所の減少を図ります。
- 引き続き、県に対し、高潮、波浪、津波などによる海岸災害に備えて、防波堤や護岸など海岸保全施設の整備促進を要望していきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-1-1-2

消防防災体制の整備

【施策の展開の取組方針】

- 防災行政無線については、平成25年度の諫早地域のデジタル化に続き、支所地域のデジタル化を実施し、全市域の安定稼働に向けて着手します。
- 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、緊急度が高い箇所（特に土石流について）を優先的に監視体制の整備を推進します。
- 消防団研修所及び消防自動車については、一定の経過年数を基準に、老朽化に応じて必要なものから整備を進めます。
- 消防団の装備については、基準に準じて、配備を進めます。
- 防災マップがすべての自治会で作成されることを目指します。

交通安全・防犯意識の推進

- 施策の展開 3-1-2-1** 交通安全のまちづくり
- 施策の展開 3-1-2-2** 犯罪のないまちづくり
- 施策の展開 3-1-2-3** 相談体制の充実

現状と課題

- 高齢者や子どもたちが安全に通行できる歩道の新設やバリアフリー化を進めていますが、未だ危険箇所もあることから、引き続き通学路の安全対策や安全に利用できる道路整備を緊急に実施する必要があります。また、高齢者の交通事故が増加傾向にあることから、高齢者の事故防止対策を継続し、効果的に進めていく必要があります。
- 防犯灯の設置・維持への支援や、防犯活動の推進を行っていますが、地域・団体間の情報共有や連携強化を図る必要があります。また、子どもたちの登下校には、不審者など子どもたちの安全を脅かす要因があるため、緊急連絡の手段としての保護者のスクールネット加入を促す必要があります。
- 高齢者を狙った悪徳商法やインターネット通販等による消費者トラブルなど、社会環境の急速な変化により複雑・多様化した問題を未然に防ぐための積極的な情報提供や相談体制の充実が必要となります。

今後の取組方針

- 歩道の新設やバリアフリー化など全ての人に優しい歩道の整備を進めるとともに、交通安全指導や啓発活動を活発化し、交通事故の防止に努めます。
- 警察や関係団体と連携し、通学路の安全確保や防犯灯の設置・維持の支援など、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを推進します。
- 消費者トラブル等を未然に防ぐための情報提供や講座の実施、また、トラブルに対する相談体制の整備を推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-1-2-1

交通安全のまちづくり

【施策の展開の取組方針】

- 社会資本整備交付金を活用し、高齢者や児童等の交通弱者をはじめ全ての人に優しい歩道の整備を行うため、歩道の新設や現在ある歩道のバリアフリー化等を行います。
- 交通安全施設の維持管理を行うことで、交通事故の防止及び交通の円滑化を図ります。
- 関係機関との連携のもと、交通安全指導や啓発活動を活発化し、交通事故の防止に努めます。

施策の展開 3-1-2-2

犯罪のないまちづくり

【施策の展開の取組方針】

- 警察や関係団体と連携し、安全安心で暮らしやすい地域づくりを目指す活動を展開していきます。
- 防犯灯については、地域の自主的な防犯活動への積極的な活用を図り、犯罪の起きにくい地域づくりのための重要なツールとして推進します。
- 学校や地域においては、安全安心の確保が最重要課題であり、通学路の安全確保やスクールネットの活用による正確で迅速な情報の提供・共有を行う取組をさらに充実させていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-1-2-3

相談体制の充実

【施策の展開の取組方針】

- 消費者トラブルなどの相談に対し、消費生活相談員による情報提供・助言・斡旋を行い、消費者被害の救済に努めます。また、消費者トラブル等を未然に防ぐための情報を、消費生活出前講座・市民講座の実施や市報・パンフレット等で積極的に提供します。
- 市民生活の変化の把握に努め、弁護士による法律相談など現在開催している各種相談項目の整備や新規相談項目の検討など市民のニーズに即した相談体制を整えます。

基本政策 3-2

安心なまちづくり

充実した医療環境と保健・健康づくりの連携、介護保険や高齢者福祉、健康保険や生活保護、障害者の自立支援など福祉サービスの総合化、横断化を推進するとともに、地域で自立した生活を営むことができる地域福祉の実現と、支え合い助け合う市民総参加のまちづくりを目指します。

施策 3-2-1 安心できる地域福祉

施策 3-2-2 健康づくりと保健・医療の充実

施策 3-2-3 明るく活力ある長寿社会づくり

施策 3-2-4 自立と共生の障害者支援

安心できる地域福祉

施策の展開 3-2-1-1 住民主体の地域福祉づくり

施策の展開 3-2-1-2 地域における見守りの推進

現状と課題

- 生活課題の複雑化、多様化や高齢化の進行に伴い、地域における民生委員・児童委員への期待も高まり、職務の負担が大きくなっています。地域に生じる課題の中には、本人や家族だけでは解決のできない問題も生じることから、住民の取組をサポートし、総合的にコーディネートする役割を担う市社会福祉協議会を支援していくことが必要となります。
- 要援護者を地域でも見守る体制づくりとして、地域で支え合う体制づくりに努め、一人暮らしや緊急時の不安解消、突発的な異変や生活状況の変化、に対応できる環境づくりが必要です。

今後の取組方針

- 地域福祉の新たな担い手の確保や民生委員・児童委員の負担の軽減に取り組み、地域での新たな「支えあい」を促進するとともに、地域で相談・発見・解決できる仕組みづくりや、地域を支える活動拠点の確保を図ります。
- 要援護者の把握に努め、地域における見守り体制の推進を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-2-1-1

住民主体の地域福祉づくり

【施策の展開の取組方針】

- 地域住民の最も身近な相談相手、専門機関へのパイプ役として様々な活動を行う民生委員・児童委員に対する総合的な支援を行います。
- 地域の福祉活動に参加する意欲のある住民の方々を地域福祉活動につなげる取組を推進します。
- 地域福祉活動の中核となる市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会と連携し、地域住民や民生委員、ボランティア団体、社会福祉事業者や関係機関等と協力しながら地域福祉を推進できるよう、市社会福祉協議会の活動を支援します。
- 日常生活の自立や社会的つながりの回復・維持につなげるとともに、ハローワークとの連携等により自立支援の組織的対応や共有化、効率化を図っていきます。

施策の展開 3-2-1-2

地域における見守りの推進

【施策の展開の取組方針】

- 地域における見守り体制の推進を図ります。
- 要援護者の把握に努めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 3-2-2

基本政策／安心なまちづくり

健康づくりと保健・医療の充実**施策の展開 3-2-2-1** 健康づくりの推進**施策の展開 3-2-2-2** 保健・医療の連携**現状と課題**

- 高齢化の進行や生活習慣の変化により、生活習慣病が増加しており、地域・企業・学校・保健医療団体・行政などが一体となり、市民一人ひとりが健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため、健康診査事業を実施していますが、受診率の更なる向上が必要です。
- 国民健康保険事業は、医療給付費が増加するなど厳しい財政運営となっていますが、市民が健康的で安心した生活ができるよう、安定的な運営に努める必要があります。

今後の取組方針

- 市民の健康づくりへの意識高揚を図るため、生活習慣病の予防など健康増進に関する普及啓発に努めます。
- 健康診査事業の効果的な受診勧奨を検討し、受診率向上を図ります。
- 地域医療の充実により、年間を通して24時間対応できる診療体制を継続します。
- 国民健康保険事業の安定的な運営のために、財源の確保と医療給付費の適正化を図ります。

施策の展開 3-2-2-1**健康づくりの推進**

【施策の展開の取組方針】

- 市民の健康づくりの意識高揚を図り、市民が主体となった健康づくり運動を推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-2-2-2

保健・医療の連携

【施策の展開の取組方針】

- 医療機関との連携を図りながら、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、医療費の抑制と市民生活の質の向上を図ります。
- 市民の健康増進を図るため、健康診査事業の効果的な受診勧奨に取り組み、受診促進に努めます。
- 初期救急医療や二次救急医療体制の充実により休日及び夜間においても、市民に良質かつ適切な医療を提供し、安全・安心な地域医療体制を支援していきます。
- 国民健康保険事業は、各種保健事業を推進し、市民が健康的で安心した生活が続けられるよう安定的な運営に努めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 3-2-3

基本政策／安心なまちづくり

明るく活力ある長寿社会づくり

施策の展開 3-2-3-1 地域包括ケアシステムの構築**施策の展開 3-2-3-2** 生きがいを持てる地域づくり

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、認知症施策のさらなる推進や、在宅医療・介護の連携を推進し、介護予防や介護サービス基盤の整備を含めた体制づくりを行っていくことが必要とされています。
- 高齢者のクラブ活動や生涯学習等を支援し、社会参加、健康保持、生きがいづくりを増進するとともに、生活支援や介護予防の担い手として活躍できる場の提供及びその支援策を検討する必要があります。

今後の取組方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築します。
- 在宅サービス及び施設サービスが適正な水準で維持できるよう、事業効果を検証しながら事業内容の検討を行います。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-2-3-1

地域包括ケアシステムの構築

【施策の展開の取組方針】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、介護サービスの整備にあたっては、地域包括ケアシステムを構築する中で、計画的に進めます。
- 地域包括ケアシステムを構築するために、地域ケア会議の充実と地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護の連携推進、生活支援体制の整備、認知症施策の推進を図ります。

施策の展開 3-2-3-2

生きがいを持てる地域づくり

【施策の展開の取組方針】

- 今後、さらに高齢者の活躍の場の多様化が予想されることから、社会貢献活動や健康・生きがいづくりの場の提供及びその支援策を推進するとともに、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動などによる地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 在宅での生活が困難な高齢者に対し、入所者の状況に応じた定数を確保しながら、施設での生活の場を提供します。

自立と共生の障害者支援

施策の展開 3-2-4-1 障害者への支援

施策の展開 3-2-4-2 障害者の社会参加支援

現状と課題

- 障害のある人に対する多種多様な相談について、より充実した支援体制づくりを行うとともに、本人の高齢化や障害の高度化、「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域に求められている相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど、一体的な整備について検討が必要です。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、手話・要約筆記奉仕員の養成、自動車運転免許取得・改造助成、福祉タクシー助成などの事業を行っているほか、広報誌などを点訳・音訳、支援ボランティアの育成など、障害及び障害のある人に対する理解を深めるため、より効果的な啓発の方法について検討し、促進を図っていく必要があります。

今後の取組方針

- 障害福祉サービスの充実や質の向上に努めるとともに、相談窓口の充実や、関係機関等との連携・強化を図ります。
- 障害のある人のスポーツ・芸術等文化活動の紹介等情報提供に努めるとともに、障害のある人の特性を理解したボランティアの育成に努めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-2-4-1

障害者への支援

【施策の展開の取組方針】

- 障害のある人が必要となる情報の提供や障害福祉サービスの利用支援など、適切な相談助言ができるよう総合的な相談支援体制を確立します。
- 障害の種別にかかわらず、利用者が必要としているサービスを適切に利用できるよう、障害福祉サービスの充実や質の向上に努めます。

施策の展開 3-2-4-2

障害者の社会参加支援

【施策の展開の取組方針】

- スポーツ・芸術活動、情報支援、外出支援などの充実した事業を実施し、障害のある人の積極的な社会参加交流を図ります。
- 障害のある人の特性を理解したボランティアの育成に努めます。

基本政策 3-3

快適なまちづくり

新幹線開業を踏まえ、新しい時代環境に適応した広域交通網の整備と都市機能の充実、良好な市街地や豊かな住環境の形成、魅力ある中心市街地の整備と総合的な土地利用を進めるとともに、市民生活の利便性を高める道路網や、公共交通等の総合的な維持連携、強化を図ります。

また、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、快適に過ごせるバリアフリーのまちを推進するとともに、豊かで快適な生活環境づくりを進めます

施策 3-3-1 自然環境の保全と継承

施策 3-3-2 水とみどり豊かなまち

施策 3-3-3 良好な市街地の整備

施策 3-3-4 交通基盤の整備

施策 3-3-5 都市機能の整備

施策 3-3-6 多様な地域づくりの推進

施策 3-3-1

基本政策／快適なまちづくり

自然環境の保全と継承

施策の展開 3-3-1-1 自然と調和した暮らし

現状と課題

- 市内の環境状況を把握し、市民の生活環境保全、健康の保護に資することを目的として各種環境調査を定期的を実施しており、調査結果をその時々で生じる環境問題にフィードバックしながら、調査を過不足なく継続しなければなりません。また、イベントや環境学習会などの啓発・学習を充実させ、ごみの排出抑制・再資源化、公共用水域の水質改善など、再利用に係る市民の意識向上や実践活動の推進を図ることが必要です。

今後の取組方針

- 環境への負荷が出来るだけ低減される社会を形成するため、ごみの排出抑制・再資源化を推進するとともに、行政、事業者、市民団体が協働し、環境保全活動に取り組んでいきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-1-1

自然と調和した暮らし

【施策の展開の取組方針】

- 各種環境調査は市内環境状況を把握し、また、環境問題が発生した場合の対策を実施する際の基礎データともなるため、今後も継続実施していくことが必要となります。
- 市民団体とのネットワークを活かし、行政、事業者、市民団体などが手を携えて環境保全活動に取り組んで行くことが重要であり、継続して実施していきます。
- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会を形成するため、廃棄物の分別収集や再資源化などを推進していきます。
- 下水道等の生活排水処理施設の整備と啓発事業を着実に進めていきます。
- 自然環境への影響を踏まえた適正な開発により、自然エネルギーの活用が図れるよう研究していきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 3-3-2

基本政策／快適なまちづくり

水とみどり豊かなまち

- 施策の展開 3-3-2-1 公園・緑地の整備
- 施策の展開 3-3-2-2 花と緑に囲まれたまちづくり
- 施策の展開 3-3-2-3 水と緑に親しむ暮らし

現状と課題

- 住宅団地の開発等により、一定規模の広さを有する公園の需要も高まっており、既存公園の再編を含めた周辺住民の遊戯・運動・その他レクリエーション、日常的な休養のための新たな公園が必要となっています。
- 本市は良好な自然景観や田園景観などの魅力ある景観を有しており、それらの素晴らしい景観を適正に保全・誘導する方針を明確にするとともに、モデル花壇や花苗支援など緑化推進に努め、花と緑に囲まれたあたたかく美しい安らぎのあるまちづくりを推進していく必要があります。
- 多自然型川づくりの推進により、水と親しむ空間の整備がなされており、多くの人が自然の癒しにふれ、自然の大切さを実感していますが、水辺にはゴミ等による環境悪化がみられ、さらなる河川愛護の意識の高揚が必要です。

今後の取組方針

- 本市の都市計画に位置付けられた公園の整備はもとより、地域ごとにバランスのとれた公園整備を行っていきます。
- 市内各所の花壇を管理している市民団体への花苗の無料配布や定期で開催している花医・樹医の市民相談を充実させることにより、市民参加による緑化推進に努めます。
- 河川愛護の意識の高揚を図るとともに、地域住民やボランティア等の参加による河川の美化や清掃活動の支援を行い、市民が集う憩いの場として利用される空間を目指します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-2-1

公園・緑地の整備

【施策の展開の取組方針】

- 住宅地等において、潤いのある良好な環境を形成するため、公園の整備を図っていきます。
- 都市の自然環境の保全と自然の癒しを提供する場として、緑地の維持整備に努めます。

施策の展開 3-3-2-2

花と緑に囲まれたまちづくり

【施策の展開の取組方針】

- 環境美化に取り組む団体に対して、春、秋の2回に分けてポット苗を配布します。
- 諫早市景観計画の策定及び景観条例の制定を行い、適正な景観の規制・誘導を実施していきます。
- 花や樹木に関する専門的な知識、経験、技術に基づき、市民の相談に対し、適切な指導、助言を行い潤いのある暮らしづくりを進めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-2-3

水と緑に親しむ暮らし

【施策の展開の取組方針】

- 市民団体や河川愛護ボランティアが開催する各種イベントの後援等の協力を通して、河川愛護の意識の高揚に結びつくような地域社会との活動に取り組みます。
- 河川愛護ボランティア団体が活動しやすい環境づくりを行政が積極的に支援します。
- 本明川の堤防敷において、誰もが安心して快適に利用ができ、散策や健康増進のためのジョギングやサイクリングを楽しめるような空間づくりを進めます。
- 多良山系及び諫早西部地区の大型団地の近隣に、森林を活用した自然に親しむ健康増進のためのウォーキングコースを整備します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 3-3-3

基本政策／快適なまちづくり

良好な市街地の整備

- 施策の展開 3-3-3-1 上水道の整備
- 施策の展開 3-3-3-2 公共施設のバリアフリー
- 施策の展開 3-3-3-3 生活排水対策推進
- 施策の展開 3-3-3-4 生活基盤の整備

現状と課題

- 将来にわたり安全で安心のできる水道水を安定的に供給していくため、水質管理の強化、新たな取水施設の整備及び老朽化した施設の更新を行い、効率的な水運用を検討する必要があります。
- 高齢者や障害者のみならず、すべての市民が自立して住み慣れた地域で暮らせるバリアフリーの環境づくりが求められており、点の整備から面の整備へと拡大し、必要などころから必要な整備が行えるような啓発を行う必要があります。
- 都市機能や市民生活の質の向上を図り、健康的で快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、水質改善や住宅地等での生活環境の改善を図るため、生活排水対策事業を進めています。
- より安全で快適な生活環境の実現のために、地域のニーズに応じて、道路、水路、交通安全施設等の小規模改良等を実施し、これらの土木施設等の機能回復や長寿命化のために塗装補修等も実施しています。

今後の取組方針

- 水道事業を統合し、効率的な水運用を実施し、将来にわたって健全経営を維持していきます。
- 公共施設・交通拠点等におけるバリアフリーの生活環境づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政などの連携による推進体制づくりと人づくり、心のバリアフリーを推進します。
- 生活排水対策については、公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業を効果的に組み合わせ、計画的に実施します。
- 地域住民のニーズを把握し、地域間のバランスが取れた土木施設等の整備を行うことや施設の機能回復や長寿命化を図ることで、より安全で快適な生活環境の実現を目指します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-3-1

上水道の整備

【施策の展開の取組方針】

- 将来にわたって健全経営を維持していくため、更なる効率的かつ計画的な経営を行っていきます。
- 現在経営している20の水道事業を1事業に統合し、地域間での水の融通を図り、より効率的・効果的な水運用について検討していきます。
- 老朽管の更新や耐震化については、導水管、送水管などの基幹管路や重要施設（救急病院、広域避難場所等）へ通じる配水管を優先的に進めていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-3-2

公共施設のバリアフリー

【施策の展開の取組方針】

- バリアフリーの生活環境づくりは、早急に取り組むべき社会的基盤の整備であり、率先的な取組を進めるとともに、地域への面的な拡大を図るため、市民・事業者・行政などの連携による推進体制づくりと人づくり、心のバリアフリーを推進します。
- 今後も実施が必要とされる交通拠点等のバリアフリー化事業については、公共交通事業者との連携、調整のうえ、助成制度を研究しながら支援を行っていきます。

施策の展開 3-3-3-3

生活排水対策推進

【施策の展開の取組方針】

- 下水道の計画区域の整備を進めるとともに、老朽化が進む処理場・管渠の更新・長寿命化対策などの維持管理業務の増大に適切に対応していきます。
- 現在整備中の有喜・松里地区漁業集落排水事業完了後に、次期農業集落排水事業に着手できるよう、整備計画等の策定を進めてまいります。
- 下水道による整備計画区域以外については、浄化槽による普及促進を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-3-4

生活基盤の整備

【施策の展開の取組方針】

- 市民の日常生活に密着した道路、水路、交通安全施設等の維持修繕、小規模改良等、これらの施設の機能回復や長寿命化のための塗装補修等を実施することで、より安全で快適な生活環境の実現を目指します。
- 倒壊の恐れがある空家から、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

施策 3-3-4

基本政策／快適なまちづくり

交通基盤の整備

施策の展開 3-3-4-1 幹線道路網の整備**施策の展開 3-3-4-2** 地域公共交通の整備**施策の展開 3-3-4-3** 港湾の整備

現状と課題

- 本市は県中部に位置し、広域幹線道路網が形成されていますが、市街地においては交通渋滞が発生し、県央の交通拠点としての機能が阻害されている状況にあり、国道・県道の拡幅や地域高規格道路など、早期に整備を図る必要があります。
- 九州新幹線西九州ルートは、新幹線の整備効果が最大限発揮されるよう、交通結節機能の更なる強化や利用者の利便性の向上を図る必要があります。
- 路線バスなどの公共交通機関は利用者の減少が続き、その存続が危ぶまれていることから、積極的に利用する意識の啓発と事業存続のための公的支援が必要となっています。
- 港湾では、建設資材の大量輸送のような物流による地域産業の活性化につながっており、また、漁船や小型船の乗り降りや荷揚げ作業が容易にできる係船岸等の整備が行われています。しかし、不法係留や廃船の係留が見られ、景観の悪化や廃棄船からの油流出による環境汚染も発生しており、港湾管理者の徹底した指導が必要です。

今後の取組方針

- 広域幹線道路網である国道・県道の拡幅や地域高規格道路の早期整備、また、地域の生活に密着した道路整備の推進を図っていきます。
- 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業に向けて事業を推進するとともに、利用者の利便性向上のための二次交通網の整備を進めます。
- 港湾施設の利活用に支障をきたさないような港湾管理の徹底を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-4-1

幹線道路網の整備

【施策の展開の取組方針】

- 災害に強い国土・地域づくりと社会資本の適確な維持管理・更新の推進及び所要の道路整備費の充実に国、県、その他関係機関に対し強力に要望します。
- 地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、社会資本整備総合交付金等の活用による道路整備の推進及び安定的な道路整備予算の拡充を国に対し強力に要望します。
- 鹿島市から諫早市を結ぶ有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備に対し国、県に強く要望します。
- 整備が行われている諫早西部新住宅市街地開発事業との連携を図り、都市計画道路堀の内西栄田線を国道34号（諫早北バイパス）へ接続を行います。
- 諫早駅前と中心地区を結ぶ幹線道路の整備を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-4-2

地域公共交通の整備

【施策の展開の取組方針】

- 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）武雄温泉・長崎間については、平成34年春の一括開業を目指し、着実な整備推進が図られるよう、関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 島原鉄道やJRの利便性を高める運行改善を働きかけるとともに、効率的でより利便性の高いバス路線網への見直しにより市民生活に必要な交通基盤の充実を図ります。
- 乗合タクシー運行の効果が十分に期待できる地域への導入を促進するとともに、公共交通機関である路線バスや鉄道との乗り継ぎを円滑化し、相乗的な利用の促進を図ります。

施策の展開 3-3-4-3

港湾の整備

【施策の展開の取組方針】

- 海上輸送や漁業活動の拠点として利活用できる港湾施設の整備を進めます。
- 港湾施設の利活用に支障をきたさないような港湾管理の徹底を図ります。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 3-3-5

基本政策／快適なまちづくり

都市機能の整備

- 施策の展開 3-3-5-1 計画的なまちづくりの推進
- 施策の展開 3-3-5-2 土地利用の規制緩和と定住促進
- 施策の展開 3-3-5-3 市街地開発事業

現状と課題

- 総合的な土地利用の方針について調査・検討を行い、都市計画基本方針を策定し、適切な土地利用の誘導を図ってきており、今後も、本市の定住化促進を図ることを目的に、地域の特性に応じた適正な土地利用と、地域間でのバランスのとれた土地利用の方針が求められています。
- 開発の規制緩和により、定住化促進や土地利用規制格差の是正に取り組んできましたが、定住人口の増加を図るためには、さらなる規制緩和対策が求められる一方で、都市部や山間部における空き家についての問題があります。また、多様な入居者に対応するために、市営住宅等を計画的に維持・改善していく必要があります。
- 市街地の郊外への拡大による人口のドーナツ化や車社会の進展等により、商業をはじめ都市機能が拡散し、中心市街地や周辺地域の商店街の空洞化が進行し、商店街の通行者の減少、集客数も低迷していることから、中心市街地や商店街の優位な要素を活かした商業の活性化と賑わいの創出が求められています。

今後の取組方針

- 本市の目指すべき都市像を明確にするとともに、新たな都市計画基本方針の策定に取り組めます。
- 良好な居住環境を有する住宅地の整備とまちの再生を図るとともに、中心市街地の都市機能の集積や、商業条件の改善を進め、商業集積地全体の機能を高めることで、商店街の活性化を図ります。一方、市街化調整区域においては、本市の強みである道路網を利用した規制緩和対策等、地域特性に応じた施策を検討していきます。
- 人口減少問題の対策として、地域特性に応じた施策を検討しつつ、定住化の促進に取り組めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-5-1

計画的なまちづくりの推進

【施策の展開の取組方針】

- 総合的な土地利用の方針について、調査・検討し新たな都市計画に係る基本方針の見直しを図り、時代にあった住みやすいまちづくりに取り組みます。

施策の展開 3-3-5-2

土地利用の規制緩和と定住促進

【施策の展開の取組方針】

- 土地利用の規制緩和による、小さな拠点については、制度の拡充など地域特性に応じた施策を検討していきます。
- 市街化調整区域においては、定住化促進による地域コミュニティの維持、また、雇用の創出につながる産業進出を図るために、農林漁業等との調整を図りながら、幹線道路沿いや、現在整備が進められている地域高規格道路のインターチェンジ周辺において、地区計画等を活用して適正な土地利用を誘導します。
- 定住化の促進については、一つの分野に限定することなく、市全体の取組としてあらゆる部署が連携して総合的な取組を進めます。
- 将来にわたって定住を進めていくために、次世代を担う学生が積極的に地域のまちづくりに関わり「諫早って楽しい。今後も住みたい」と思えるような仕掛けを検討します。
- 市営住宅においては、西部台住宅(第3期)整備事業として新たに20戸を整備するとともに、既存市営住宅の改善改修事業による施設の長寿命化を進めていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-5-3

市街地開発事業

【施策の展開の取組方針】

- 本市のあるべき総合的な土地利用の方針について調査・検討を行うとともに、市民意見等も踏まえ、経済情勢を勘案しながら、良好な居住環境を有する住宅地の整備とまちの再生を図ります。
- 平成26年8月に諫早駅東地区第二種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、平成27年3月には事業認可を受けたところであり、今後は、平成34年春の新幹線開業にあわせた施設建築物の建設や各都市施設の整備を進めていきます。
- 中心市街地や商店街は、点としての店舗の集積に加え、蓄積された歴史や様々な街の表情を見せる面的な魅力を備えています。中心市街地の都市機能の高度化や集積、定住人口等を図る再開発を促進し、店舗の立地や商業条件の改善を進めるとともに、個店の魅力アップを図りながら商業集積地全体の機能を高め、商店街の活性化を図ります。

施策 3-3-6

多様な地域づくりの推進

- 施策の展開 3-3-6-1 元気な地域活動の推進
- 施策の展開 3-3-6-2 特色あるまちづくりの推進
- 施策の展開 3-3-6-3 地域における「小さな拠点」の推進

現状と課題

- 地域活動の主要な担い手である自治会などの地域団体によって、様々な分野で活動が行われていますが、少子高齢化の進展や地域づくり活動の担い手・後継者不足によって、コミュニティの維持そのものが困難になってきている地域もあり、地域と行政の協働のあり方や住民活動の支援方法などについて検討する必要があります。
- 地域のまちづくりは、都市化の状況や自然、風土、文化、産業や生活環境等、地域ごとの特色や課題に応じた取組が行われており、今後も、まちづくり活動の拠点となる施設整備支援や地域づくりの中心となる人材の育成などにより、地域活性化の取組を促進する必要があります。
- 公共施設や利便施設の集約、住民の移動手段の確保など、土地利用の規制緩和をはじめとする様々な施策の連携により、「小さな拠点」を推進するとともに、地域の活性化と多様化する住民ニーズへの対応が求められています。

今後の取組方針

- 良好な地域社会の維持のため自治活動の促進を目的に助成を行っており、市民の自治会に対する理解を深める方法を研究し、集会所の機能維持に努め、加入促進を図っていきます。
- 今後の市民協働、提案の募集や活用の方法・仕組みについて検討し、地域にとって重要な事業を精査し取捨選択する視点をアドバイスしていきます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-6-1

元気な地域活動の推進

【施策の展開の取組方針】

- 地域活動の主要な担い手である自治会の活動を支援します。
- 自治会の活動拠点となる集会所については、年次計画的に支援を行い、機能維持に努めます。
- 市民の自治会に対する理解を深め、加入促進を図っていきます。
- ボランティアやNPOなど市民の自主的活動を支援します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 3-3-6-2

特色あるまちづくりの推進

【施策の展開の取組方針】

- 市民の提案及び参画により立案された企画を支援し、交流人口の拡大や地域活性化を進めていきます。
- 地域づくり協働事業については、よりよい制度となるよう地域づくり協議会等の意見も取り入れながら継続して支援を行います。
- 小長井地域の地域振興施設（多目的施設）の整備を図ります。

施策の展開 3-3-6-3

地域における「小さな拠点」の推進

【施策の展開の取組方針】

- 地域における「小さな拠点」の整備を進めます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

第4節 計画実現に向けた基本姿勢

基本政策 4-1

市民目線の行政

公正かつ透明性の高い行政運営を推進するため、情報公開制度の充実など市民自治の観点から幅広い情報の提供に努め、開かれた市政の推進を図るとともに、受益者負担の適正化を図るなど、行政の公平性の向上に努めます。

施策 4-1-1 シティプロモーションの展開

施策 4-1-2 健全で効率的な行財政運営の推進

シティプロモーションの展開

施策の展開 4-1-1-1 シティプロモーションの推進

施策の展開 4-1-1-2 広報広聴の充実・市民意見の反映

現状と課題

- 今後急速に進展すると見込まれる人口減少や高齢人口比率の上昇により、市場規模の縮小や人材不足からくる地域の経済力、活力低下が懸念されており、地域の持続的な発展のためにも、住民や企業、各種団体に「選ばれる地域」になることが必要となります。雇用創出や子育て環境の充実といった取組等を適切に伝えるため、シティプロモーションに注力するとともに、民間と連携してノウハウを学び、斬新な取り組みを行うことが必要です。
- 市政の円滑な推進を図るため、広報紙やホームページ等にて、市の施策、事業や地域の話などを掲載しています。また、市民提案箱やホームページ上から、市民の意見・要望・提案を直接に受け入れるなど、市民や外部からの提案や質問等に答え、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進する必要があります。

今後の取組方針

- 地域イメージの向上に取り組み、地域住民の愛着の向上と、交流人口の増加を目指します。
- 時代に対応した新しい広報手段を模索しながら継続するとともに、市民提案箱やパブリックコメントの実施により、広く市民の意見を募りながら市民主役のまちづくりを推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 4-1-1-1

シティプロモーションの推進

【施策の展開の取組方針】

- 「諫早市」という地域イメージの向上を図り、地元に対する誇りや愛着（シビックプライド）の醸成に取り組みます。

施策の展開 4-1-1-2

広報広聴の充実・市民意見の反映

【施策の展開の取組方針】

- 広報諫早については、AR動画を使うなどの新しい手法を用いる事で読みやすい誌面づくりを行います。
- 時代に対応した新しい方法を模索しながら見やすく検索しやすいホームページを目指します。
- 今後も市民の声を直接聴き、市政運営に反映させるため、市民提案箱やメール等による広聴活動を継続します。
- 広く市民意見を反映させるため、本市がさまざまな計画を策定する際のパブリックコメントを推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策 4-1-2

基本政策／快適なまちづくり

健全で効率的な行財政運営の推進

- 施策の展開 4-1-2-1** 地方自治基盤の強化
- 施策の展開 4-1-2-2** 広域連携の推進
- 施策の展開 4-1-2-3** 行政能力の向上
- 施策の展開 4-1-2-4** 情報公開の推進と個人情報保護

現状と課題

- 諫早市総合計画の着実な推進とともに、健全な財政運営の堅持、職員数の適正化や公共施設等の維持管理など、時代の変化や新たな行政需要、多様化する市民ニーズに的確に対応する弾力的な行政組織の整備や政策の重点化、事務の効率化などに取り組む必要があります。
- 近隣市との連携強化を図り、小児救急医療体制やごみ処理など共通の課題解決に向けた取組を行っています。また、同時に自立できる都市を目指すためには、金融機関、大学と連携し、それぞれが得意とする分野での専門性と強みを活かしながら、まちづくりを進めていくことが必要です。
- 多様化する市民のニーズに適応した行政運営を図るために、人事評価制度に基づく職員研修の構築を行い、職員一人一人の職務能力の向上を図る必要があります。
- 電算システム等の改修により業務の円滑化やセキュリティの向上を図るとともに、施策を計画的かつ効率的に実施していく必要があります。
- 情報公開請求の受付・相談により積極的な情報提供に努め、市政情報を提供するとともに、文書管理の徹底に努め、行政資料の整理・保存、個人情報の保護などに取り組むことが必要です。

今後の取組方針

- 行政事務においては、住民サービスのより一層の質の向上を図ります。
- 本市と近隣市において広域的に取り組むべき課題を整理し、連携強化を図りながら、本市に求められている役割を幅広く検討します。
- 効果的な研修に取り組むとともに、セキュリティを考慮し、安全、確実な行政サービスを提供できるよう努めます。
- 市政情報の公開と積極的な共有化を進めるとともに、行政資料の適切な管理と個人情報の保護を推進します。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 4-1-2-1

地方自治基盤の強化

【施策の展開の取組方針】

- 今後も各課の事務事業等を考慮し、随時、新たな行政需要に対応できる組織の見直しと適材適所の人事配置や職場の活性化を図っていきます。
- 事務事業の必要性、事業効果、実施環境の変化等について、ゼロベースから厳しく見直すことで事業の選択と集中を進め、歳出予算の効率化を図ります。
- 新たな財源の創出、収納率の向上及び受益と負担の適正化等に努め、必要な事業を実施するための財源を確保します。
- 現諫早市行政改革大綱及び実施計画に基づき、行政改革を実行するために取り組みます。
- 土地取引や公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化のほか、課税の適正化などに寄与する地籍調査による土地の明確化を計画的に進めます。
- 住民ニーズを検証し、住民サービスの質の向上を図るため可能な限り権限移譲の活用を図ります。
- 市民生活に密着した行政事務の市での包括的实施を進める「総合行政体づくり」を推進します。
- 公共施設に対する取組としては、適切な維持管理を行いながら長寿命化を図り、状況に応じて最適化を図ります。
- インフラ施設に対する取組としては、適切な維持管理を行い、計画的な点検、修繕・更新を行います。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 4-1-2-2

多様な広域連携の推進

【施策の展開の取組方針】

- 本市と近隣市において広域的に取り組むべき課題を整理し、連携強化を図りながら、市民生活のニーズを正確に捉え、本市に求められている役割を幅広く検討します。
- 大学との連携の個別メニューに向けた取組を推進する必要があります。
- 金融機関と包括協定の締結を推進します。
- 本市において取り組むべき課題を整理し、企業や大学と連携強化を図りながら、市民生活のニーズを正確に捉え、金融機関や両大学の専門的な知識を活用し幅広く検討します。

施策の展開 4-1-2-3

行政能力の向上

【施策の展開の取組方針】

- さらなる事務の効率化、迅速化、ネットワーク化、情報セキュリティ対策の厳格化など情報システムの高度化を行うことにより、住民サービスの向上を図ります。
- 人材育成基本方針を基本とし、人事評価の結果を活用するための制度設計及び研修計画の策定とともに、効果的な研修に取り組みます。

【第4章 将来都市像を実現するための政策施策】

施策の展開 4-1-2-4

情報公開の推進と個人情報の保護

【施策の展開の取組方針】

- 市が保有する情報は、市と市民の共有財産であり、市政への理解と信頼を深めてもらうため、情報提供の多様化を図るとともに、行政資料の適切な管理と個人情報の保護を推進します。
- 市政情報の公開と積極的な共有化を進め、計画づくりなどへの市民参加を促進し、市民本位の、市民主役のまちづくりを推進します。

【第5章 市民意向等の把握】

第5章 市民意向等の把握

1 市民等意向の把握

(1) 把握手段

＜市民アンケート＞

調査対象：諫早市に居住する18歳以上の市民

配布数：3,000

(有効回収数 1,533、有効回収率 51.1%)

調査方法：無作為抽出による郵送法

調査時期：平成26年10月

＜東京諫早会会員アンケート＞

調査対象：東京諫早会会員

配布数：114

(有効回収数 74、有効回収率 64.9%)

調査方法：東京諫早会総会において配布・回収

調査時期：平成26年10月

＜市民ワークショップ＞

調査対象：15歳以上で市内に在住、在勤、在学者の市民

参加者：延べ53名

実施回数：2回

実施時期：平成26年11月、12月

【第5章 市民意向等の把握】

(2) 市民アンケート

① 市の取り組みについての満足度

問2 次にあげる項目について、あなたは、諫早市の取り組み状況について、どの程度満足していますか。(1)から(48)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつ選んで番号に○をつけてください。



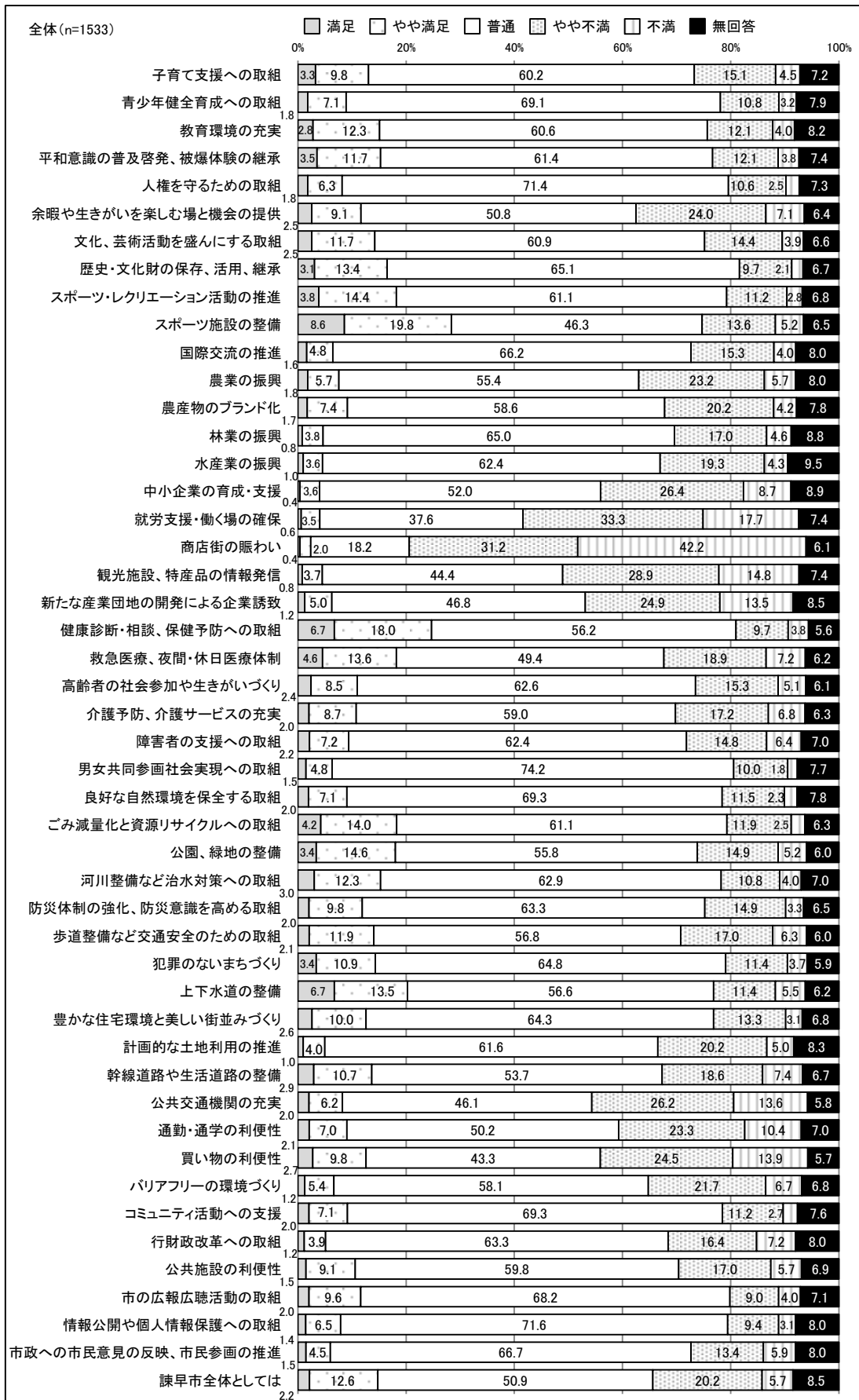
- 満足度の最も高い項目は「健康診断・相談、保健予防への取組」。次いで「スポーツ施設の整備」「歴史・文化財の保存、活用、継承」の順。
- 満足度の最も低い項目は「商店街の賑わい」。次いで「就労支援・働く場の確保」「観光施設、特産品の情報発信」の順。

市の取り組みについて、現在どの程度満足しているかを把握するため、輝くひとづくり、活力ある産業づくり、暮らしの充実、市民主役のまちづくりの4分野48項目について、「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で評価してもらいました。

“満足”（「満足」と「やや満足」の合計）の比率が高い項目としては、『スポーツ施設の整備』（28.4%）が第1位に挙げられ、次いで『健康診断・相談、保健予防への取組』（24.7%）、『上下水道の整備』（20.2%）などの順となっています。一方、“不満”（「やや不満」と「不満」の合計）の比率が高い項目としては『商店街の賑わい』（73.4%）が第1位に挙げられ、次いで『就労支援・働く場の確保』（51.0%）、『観光施設、特産品の情報発信』（43.7%）などの順となっています。

【第5章 市民意向等の把握】

〔図表1〕市の取り組みについての満足度（全体／％）



【第5章 市民意向等の把握】

② 今後の居留意向

問 15 あなたは、これからも諫早市に住み続けたいと思いますか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

● “住み続けたい” が 85.4%、一方、“住み続けたくない” が 9.7%。

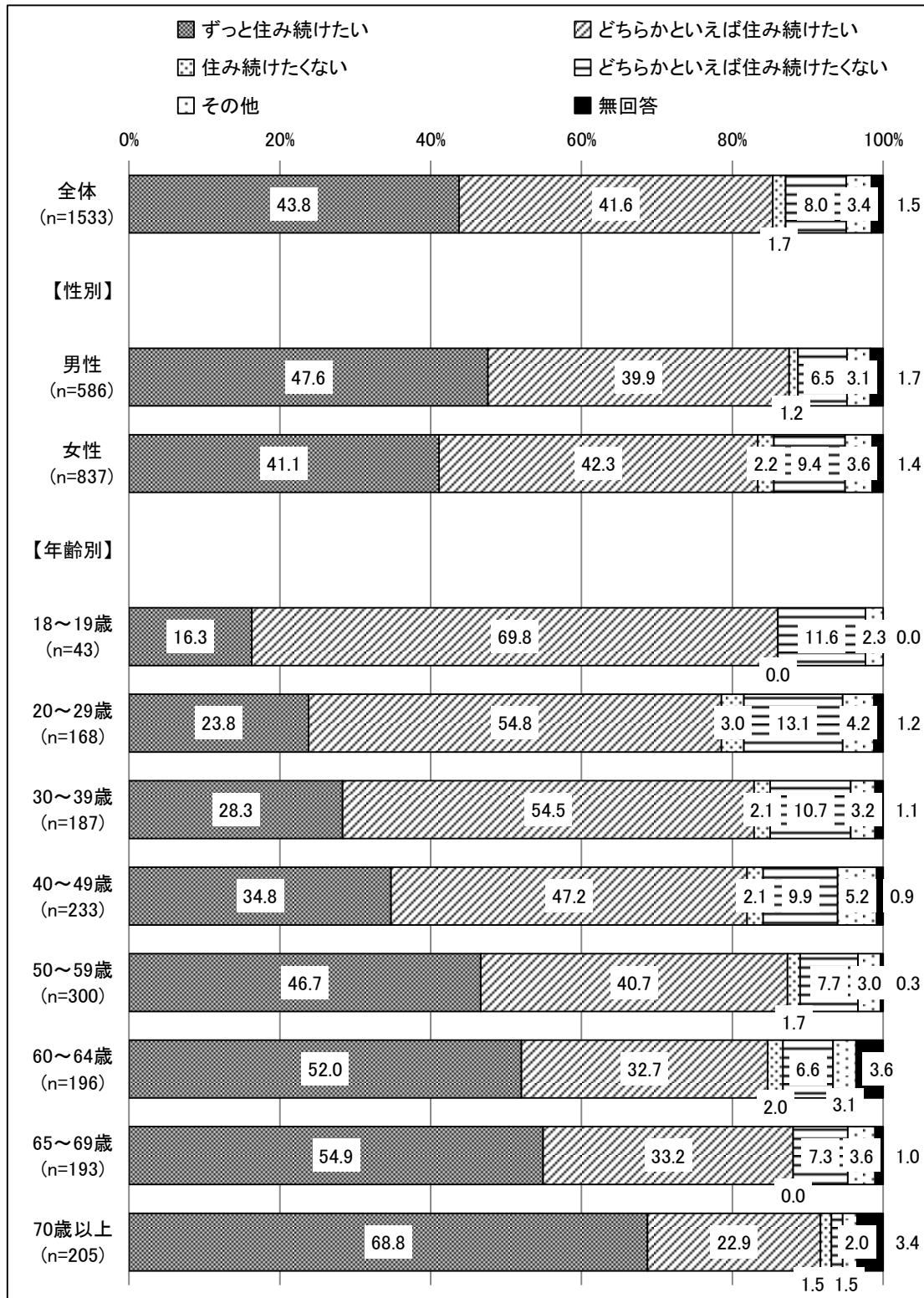
今後の居留意向については、「ずっと住み続けたい」と答えた人が 43.8%と最も多く、これに「どちらかといえば住み続けたい」(41.6%)を合わせた 85.4%の人が“住み続けたい”という意向を示しています。また、「住み続けたくない」は 1.7%で、これに「どちらかといえば住み続けたくない」(8.0%)を合わせた“住み続けたくない”は 9.7%でした。

性別でみると、“住み続けたい”率は男性(87.5%)が女性(83.4%)を上回り、特に「ずっと住み続けたい」と回答した率では男性(47.6%)が女性(41.1%)を 6.5ポイント上回り、男性の定住意向が強い傾向がうかがえます。

年齢別でみると、「ずっと住み続けたい」と回答した人は 39歳以下の年齢層では 30%以下と若干落ちるものの、“住み続けたい”率はすべての年齢で約 80%の率になり、70歳以上では 91.7%にのぼります。

【第5章 市民意向等の把握】

[図表2] 今後の居住意向（全体、性別、年齢別）



【第5章 市民意向等の把握】

③ 「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの

問 16 あなたが“諫早市らしさ”を感じ、愛着や誇りを持てるものは何ですか。1から20のうちからお考えに近いものを5つ以内で選んで番号に○をつけてください。
【複数回答】

● 「自然」が55.8%で第1位。

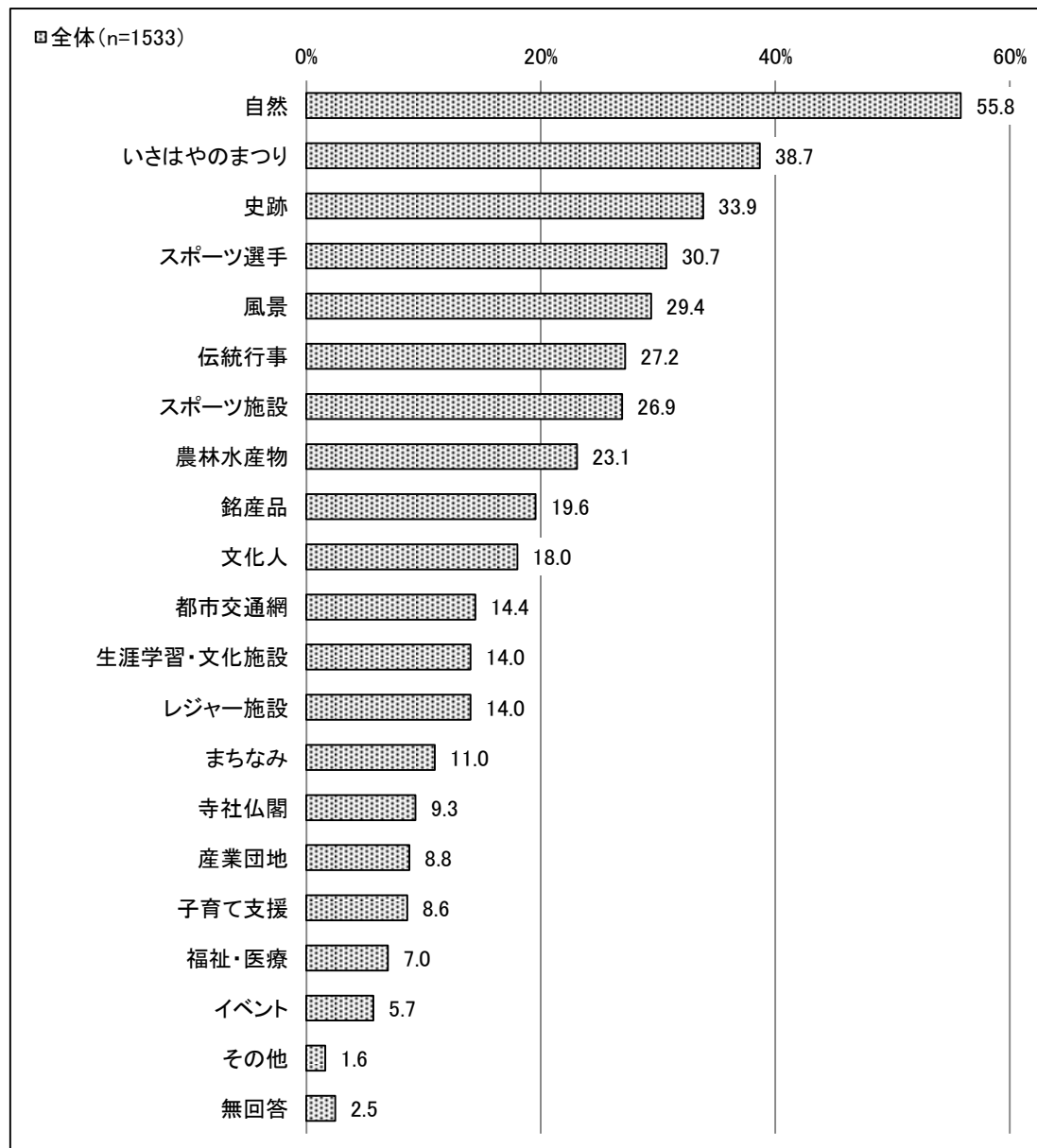
「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるものは、「自然」(55.8%)が第1位に挙げられ、次いで「いさはやのまつり」(38.7%)、「史跡」(33.9%)、「スポーツ選手」(30.7%)が上位を占め、以下、「風景」(29.4%)、「伝統行事」(27.2%)、「スポーツ施設」(26.9%)、「農林水産物」(23.1%)などの順となっています。

性別で見ると、男女ともに全体と同様で「自然」「いさはやのまつり」「史跡」が上位を占めています。

年齢別で見ると、39歳以下の年齢層では「いさはやのまつり」、40歳以上の年齢層では全体と同様に「自然」が第1位に挙げられています。また、18～19歳、30～39歳、40～49歳は「スポーツ選手」が上位3位以内に挙げられています。

【第5章 市民意向等の把握】

[図表3] 「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの（全体／複数回答）



【第5章 市民意向等の把握】

④ 諫早市の望ましい将来像

問 17 あなたは、諫早市を今後どのようなまちにするのがよいと思いますか。お考えに近いものを3つ以内で選んで番号に○をつけてください。【複数回答】

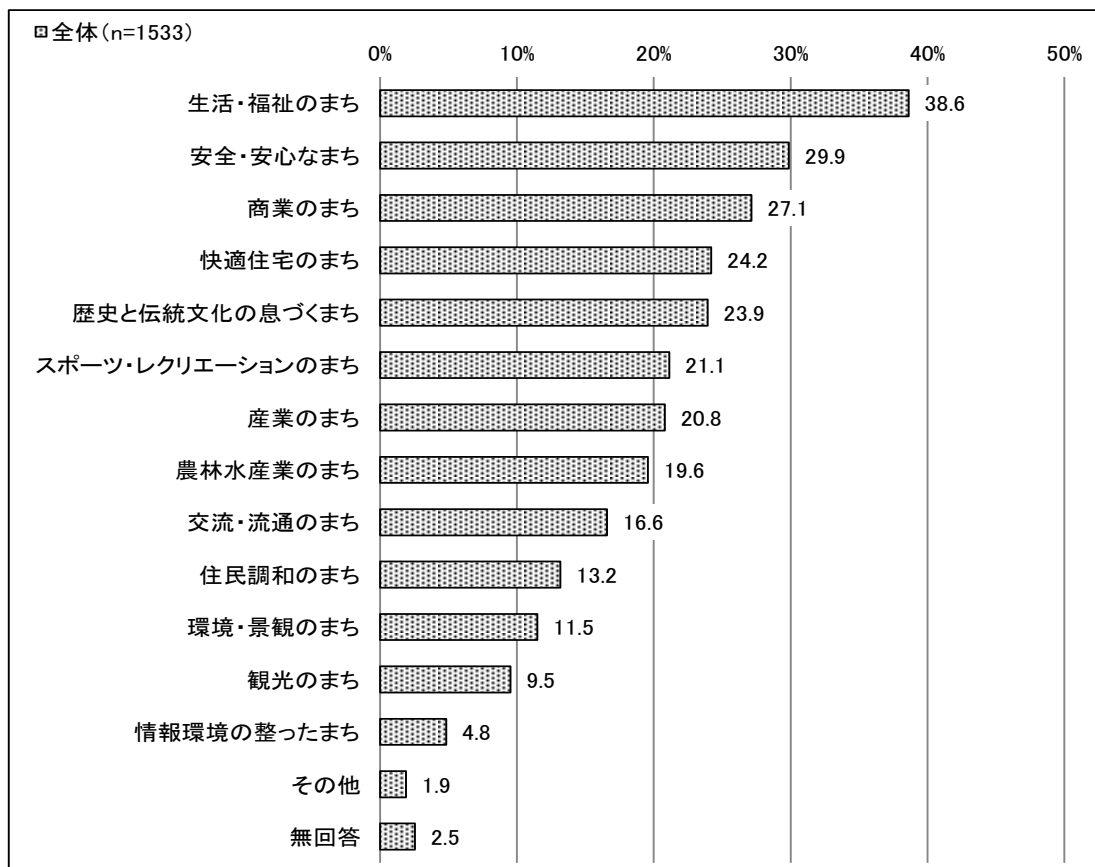
● 「生活・福祉のまち」が38.6%で第1位。

諫早市の望ましい将来像は、「生活・福祉のまち」(38.6%)が第1位に挙げられ、次いで「安全・安心なまち」(29.9%)、「商業のまち」(27.1%)が上位を占め、以下、「快適住宅のまち」(24.2%)、「歴史と伝統文化の息づくまち」(23.9%)、「スポーツ・レクリエーションのまち」(21.1%)、「産業のまち」(20.8%)などの順となっています。

性別で見ると、男女ともに全体と同様に「生活・福祉のまち」が第1位に挙げられていますが、男性は「産業のまち」(28.5%)、「安全・安心なまち」(26.8%)などが続き、女性は「安全・安心なまち」(32.3%)、「商業のまち」(29.4%)などが続いています。

年齢別で見ると、18～19歳と30～39歳は「安全・安心なまち」、20～29歳は「快適住宅のまち」、40歳以上の年齢層では全体と同様に「生活・福祉のまち」が第1位に挙げられています。

【図表4】諫早市の望ましい将来像（全体／複数回答）



【第5章 市民意向等の把握】

⑤ 九州新幹線西九州長崎ルートが完成した後のまちづくりに期待すること

問 18 あなたは、九州新幹線西九州（長崎）ルートが完成した後の諫早市のまちづくりにどのようなことを期待しますか。お考えに近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。



- 「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が最も多く、次いで「市街地の形成や整備」「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」と続く。

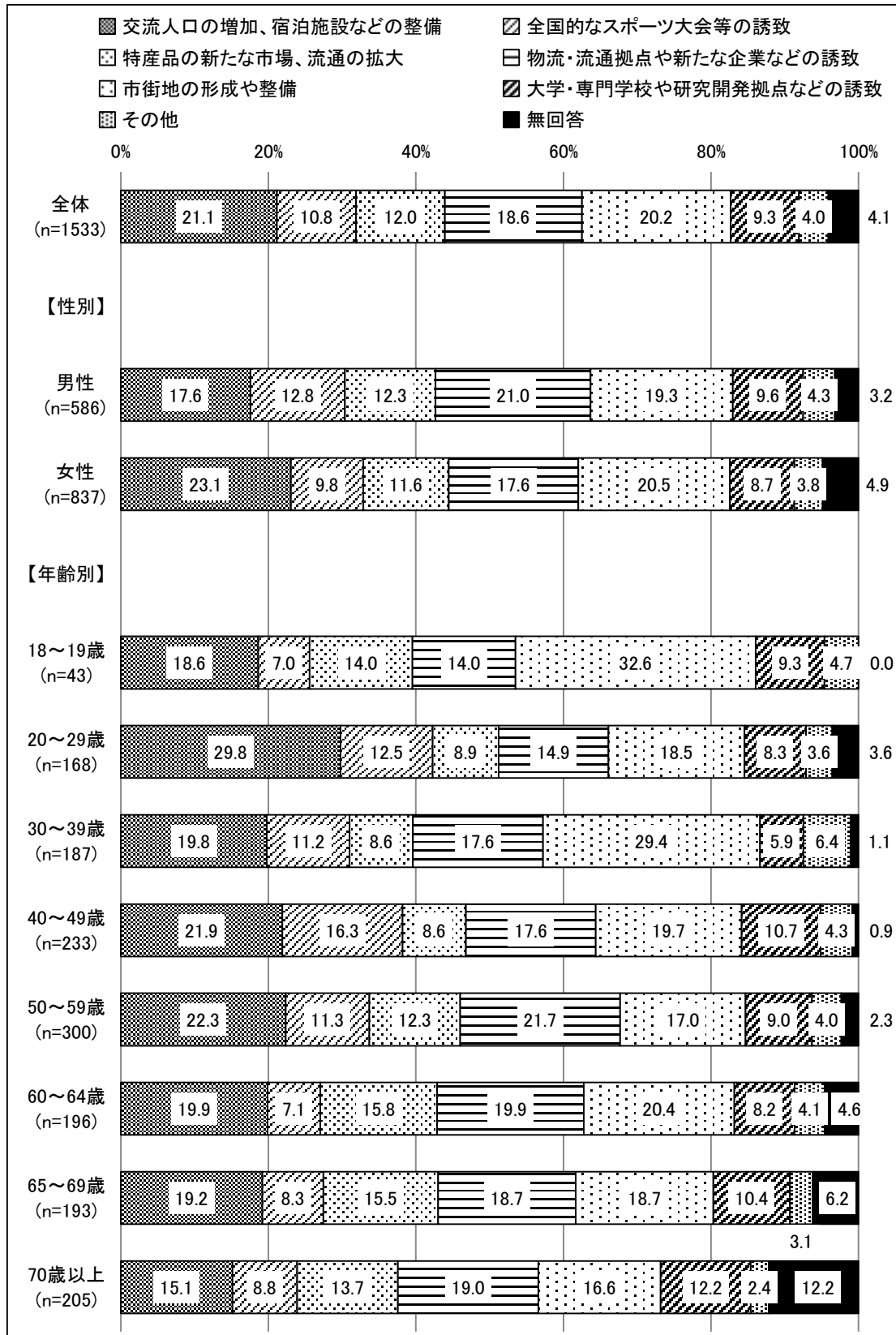
九州新幹線西九州（長崎）ルートが完成した後のまちづくりに期待することについては、「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」（21.1％）が最も多く、次いで「市街地の形成や整備」（20.2％）、「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」（18.6％）、「特産品の新たな市場、流通の拡大」（12.0％）、「全国的なスポーツ大会等の誘致」（10.8％）、「大学・専門学校や研究開発拠点などの誘致」（9.3％）の順となっています。

性別で見ると、男性は「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」（21.0％）、女性は全体と同様に「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」（23.1％）が最も多くなっています。

年齢別で見ると、20～29歳は「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が29.8％で他の年齢層に比べて多くなっています。また、18～19歳と30～39歳では「市街地の形成や整備」が3割前後と他の年齢層に比べて多くなっています。

【第5章 市民意向等の把握】

[図表5]九州新幹線西九州長崎ルートが完成した後のまちづくりに期待すること
(全体、性別、年齢別/複数回答)



【第5章 市民意向等の把握】

(3) 東京諫早会会員アンケート

① 今後ほしい情報

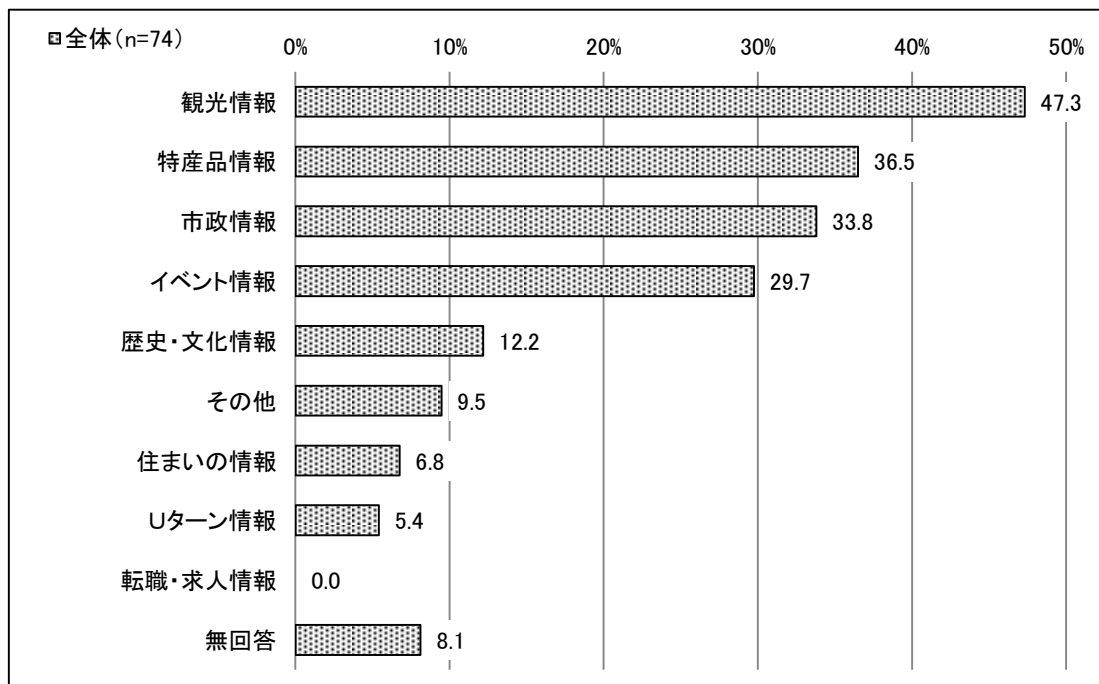
問4 それはどのような内容ですか。また、今後どのような情報を得たいですか。あてはまるものすべてを選んで番号に○をつけてください。【複数回答】



●「観光情報」が第1位に挙げられ、次いで「特産品情報」「市政情報」が続く。

今後ほしい情報については、「観光情報」(47.3%)が第1位に挙げられ、次いで「特産品情報」(36.5%)、「市政情報」(33.8%)が上位を占め、以下、「イベント情報」(29.7%)、「歴史・文化情報」(12.2%)などの順となっています。[図表1参照]

[図表1] 今後ほしい情報 (全体/複数回答)



【第5章 市民意向等の把握】

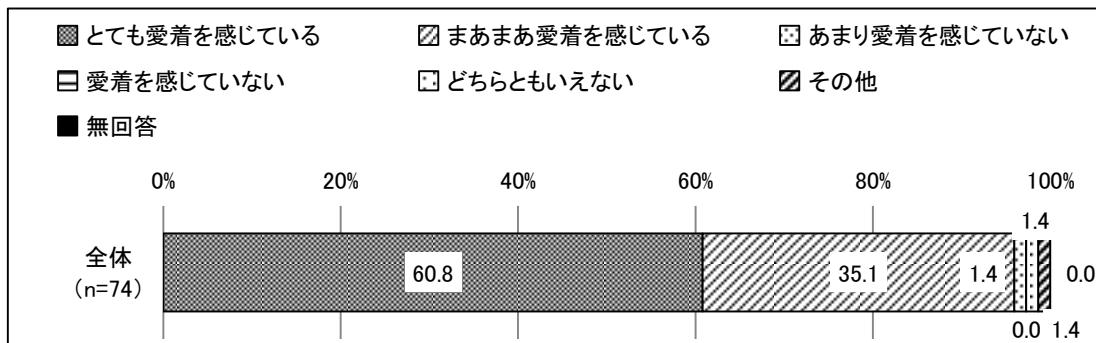
② 「自分のまち」としてどの程度愛着を感じているか

問5 あなたは、諫早市に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

● “愛着を感じている” が 95.9%、一方、“愛着を感じていない” が 1.4%。

諫早市に「自分のまち」としてどの程度愛着を感じているかについては、「とても愛着を感じている」(60.8%) が最も多く、次いで「まあまあ愛着を感じている」(35.1%) が続き、これらを合わせた“愛着を感じている”が 95.9%となっています。これに対して、“愛着を感じていない”（「あまり愛着を感じていない」(1.4%) と「愛着を感じていない」(0.0%) の合計）は 1.4%にとどまり、総じてまちへの愛着度は高いといえます。[図表2参照]

【図表2】「自分のまち」としてどの程度愛着を感じているか（全体）



【第5章 市民意向等の把握】

③ 「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの

問6 あなたにとって諫早市らしさ、愛着や誇りを感じるもの、県外へもっとアピールした方がよいと思うものは何ですか。1から20のうちからお考えに近いものを5つ以内で選んで番号に○をつけてください【複数回答】



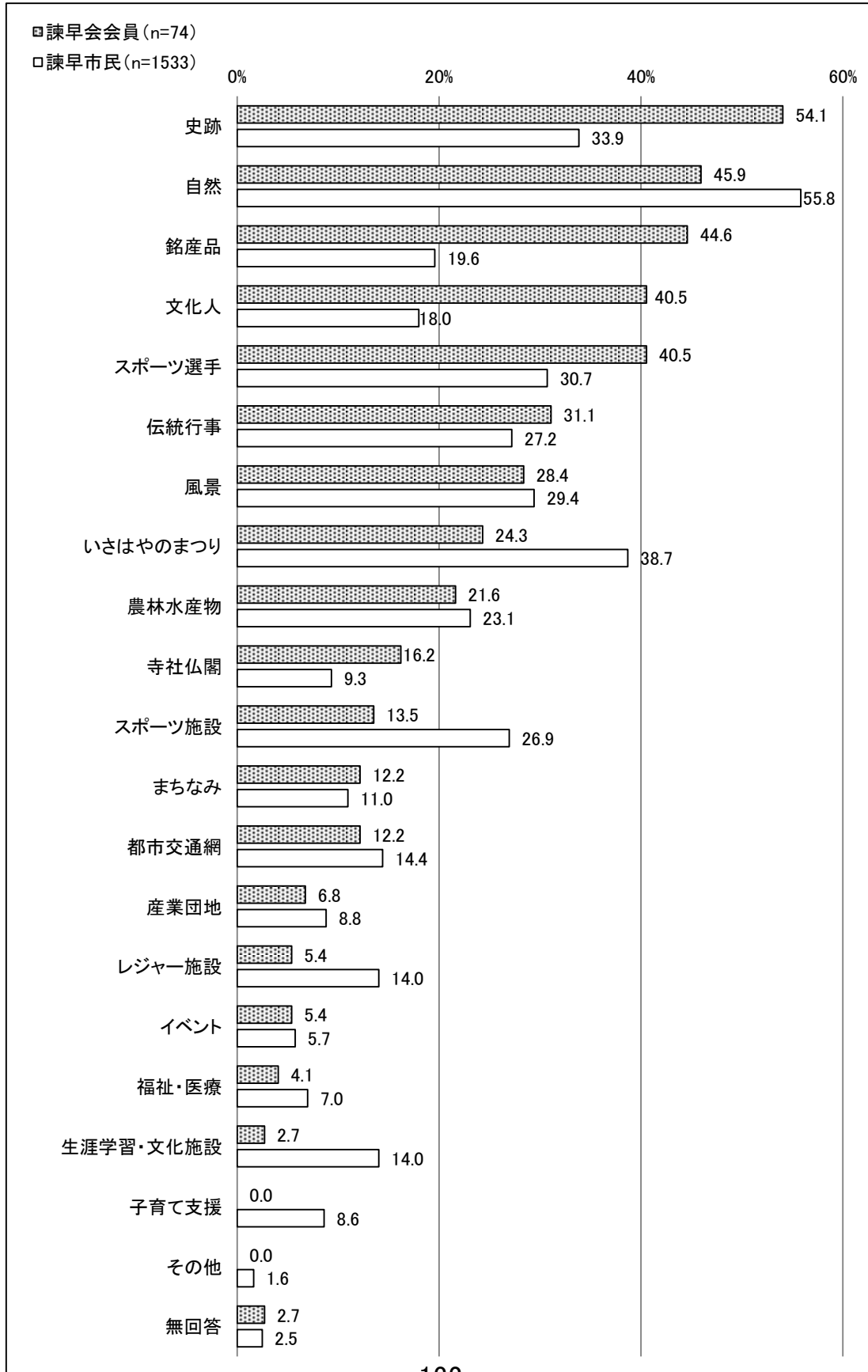
●「史跡」が第1位に挙げられ、次いで「自然」「銘産品」が続く。

「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるものについては、「史跡」（54.1%）が第1位に挙げられ、次いで「自然」（45.9%）、「銘産品」（44.6%）が上位を占め、以下、「文化人」「スポーツ選手」（同率40.5%）などの順となっています。

諫早市民を対象とした調査における類似設問の分析結果と比較すると、「史跡」「銘産品」「文化人」「スポーツ選手」などの項目で会員は市民の比率を大きく上回っており、一方、「いさはやのまつり」「スポーツ施設」「レジャー施設」「生涯学習・文化施設」などの項目では、市民が会員の比率を大きく上回っています。[図表3参照]

【第5章 市民意向等の把握】

〔図表3〕「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの
(全体、市民との比較／複数回答)



【第5章 市民意向等の把握】

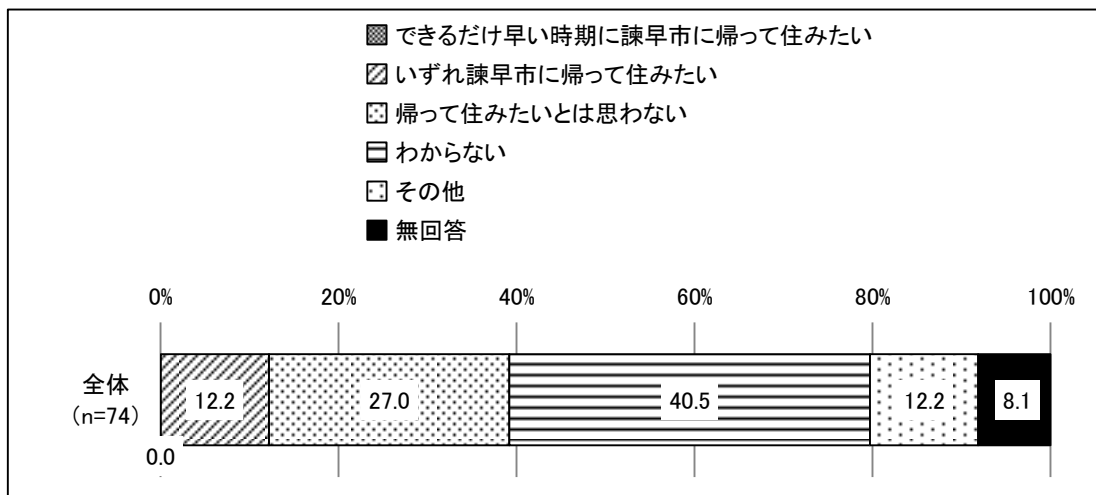
④ 将来、諫早市に帰って住みたいと思うか

問7 あなたは、将来、諫早市に帰って住みたいと思われませんか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

●「帰って住みたいとは思わない」が「諫早市に帰って住みたい」を上回る。

将来、諫早市に帰って住みたいと思うかについては、「わからない」が40.5%と約4割を占め最も多くなっています。また、「帰って住みたいとは思わない」が27.0%で、これに対して「いずれ諫早市に帰って住みたい」は12.2%となっており、「帰って住みたいとは思わない」が「いずれ諫早市に帰って住みたい」を14.8ポイント上回っています。[図表4参照]

[図表4] 将来、諫早市に帰って住みたいと思うか（全体）



【第5章 市民意向等の把握】

⑤ 九州新幹線西九州長崎ルートが完成した後のまちづくりに期待すること

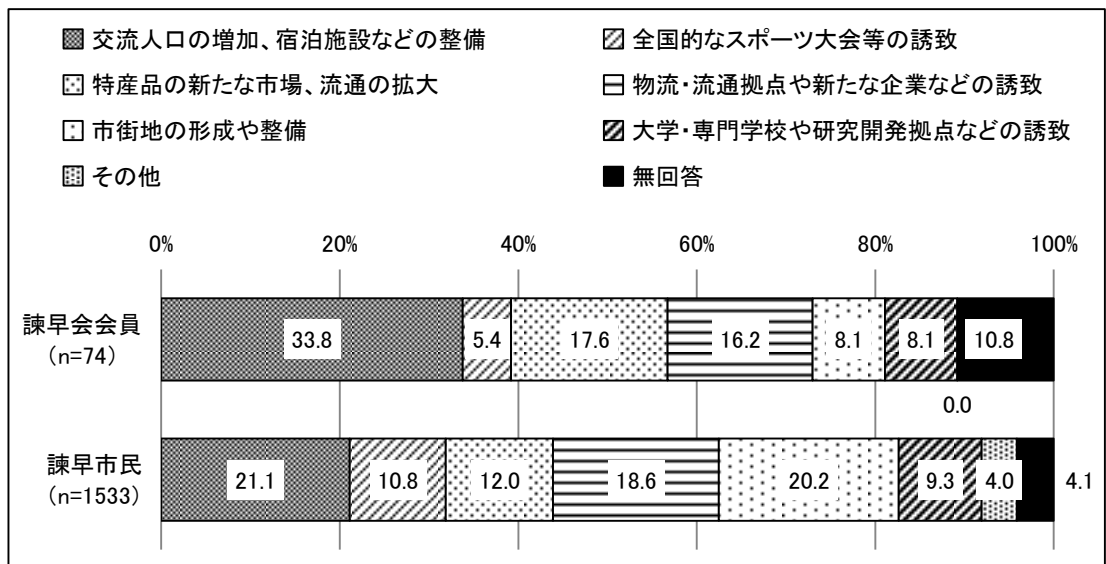
問 10 あなたは、九州新幹線西九州（長崎）ルートが完成した後の諫早市のまちづくりにどのようなことを期待しますか。お考えに近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

● 「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が33.8%で最も多い。

九州新幹線西九州（長崎）ルートが完成した後のまちづくりに期待することについては、「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が33.8%で最も多く、次いで「特産品の新たな市場、流通の拡大」（17.6%）、「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」（16.2%）、「市街地の形成や整備」「大学・専門学校や研究開発拠点などの誘致」（同率8.1%）、「全国的なスポーツ大会等の誘致」（5.4%）の順となっています。

諫早市民を対象とした調査における同設問の分析結果と比較すると、「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」で会員（33.8%）は市民（21.1%）を12.7ポイント上回っており、一方、「市街地の形成や整備」では市民（20.2%）が会員（8.1%）を12.1ポイント上回っています。[図表5参照]

【図表5】九州新幹線西九州長崎ルートが完成した後のまちづくりに期待すること（全体、市民との比較）



【第5章 市民意向等の把握】

(4) 市民ワークショップでの主な意見

<p>項目① 伸ばすところ → まちづくりに活かすべき特性</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 諫早市の名所の絵（写真）入り標識を立ててPR ・ 農産物のブランド化 ・ 市街地から人を呼び込む ・ 観光客数増加 ・ 人々が交流する場 ・ 人とのつながりや地域とのつながり ・ 産業（企業）の誘致 ・ 昔ながらの文化・芸能の伝承 ・ 子育てしやすいまち ・ 商店街の活性化
<p>項目② やるべきこと → 基本目標・施策の大綱等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR諫早駅にできるビルに商業施設 ・ 映画館等の誘致 ・ 大企業の誘致 ・ 公共交通機関のバリアフリー化 ・ 人口減少に歯止め ・ 雇用の充実 ・ みんなでつくる地域福祉の充実 ・ アーケード街の活性化 ・ 道の駅をつくる ・ 子供からお年寄りまで安心して住める街づくり（コミュニケーション）（医・療の充実） ・ 情報の発信 ・ 子どもの医療費無料化 ・ スポーツ施設の充実 ・ 若者が子育てしやすい環境づくり

【第5章 市民意向等の把握】

項目③ 変えたいところ → まちづくりの発展課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街（大型ショッピングモールや映画館が必要） ・ 道路整備（2車線化）本野地区 ・ 大村～諫早間にJRの駅を設置 ・ 若者が定住するよう本社企業の誘致 ・ 福祉の充実 ・ ショッピングモールの充実 ・ 電車の本数 ・ バス等交通機関の充実 ・ 若い人たちが定住できるよう大学の誘致 ・ 映画館などの文化施設、文化的イベント ・ 道路・交通網の充実 ・ 駅前商店街の活性化 ・ 若い人の遊ぶ所 ・ 荒れた土地の利用
結果 目指す方向 → 市民が描く将来像
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今いる若者や他の地域からも定住してもらえるような魅力的なまちづくり ・ 定住したいまち！～コミュニティの充実～ ・ 市民が主体となって子どもから高齢者が安心して暮らせるまち ・ 人が集まる、生き甲斐のあるまち

【第5章 市民意向等の把握】

(5) 第1次総合計画の分析

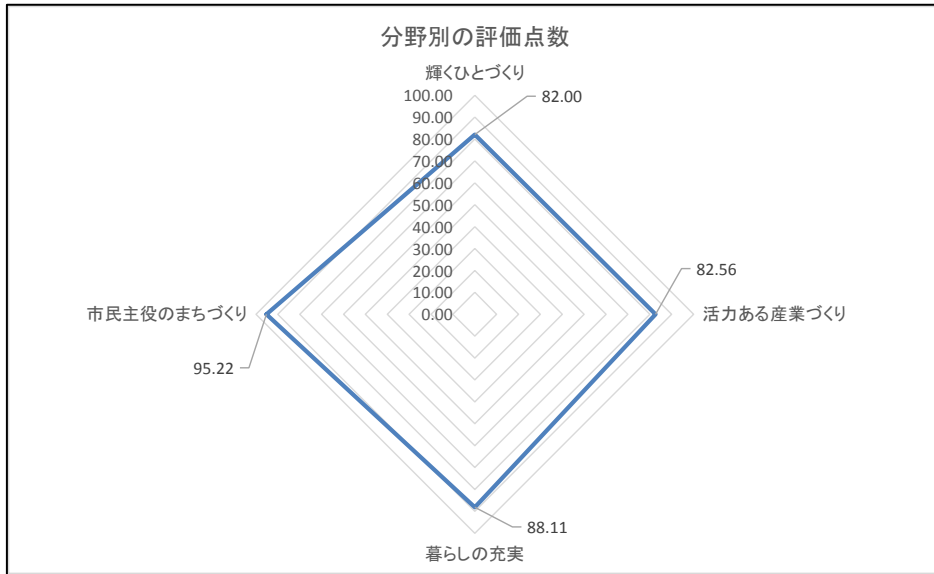
項目	事業数	割合	
完了	63	21.0%	
継続	拡大	19	6.3%
	縮小	0	0.0%
	事業統合	6	2.0%
現状維持	198	66.0%	
中断・休止	9	3.0%	
中止	2	0.7%	
未着手	1	0.3%	
その他	2	0.7%	
計	300	100.0%	

評価	達成内容	事業件数	割合
A	総合計画に掲げた事業を達成した。 (計画どおり実施できた)	176	58.7%
B	総合計画に掲げた事業を概ね達成した。 (計画の75%程度実施できた)	94	31.3%
C	現在、事業の達成に向けて動いている。(計画の半分程度実施できた) 現在、事業の達成に向けて動き始めている。(事業に着手し、順調に動き始めている)	21	7.0%
D	現在、事業の達成に向けて動き始めている。(事業に着手し、動き始めることはできた) 現在、事業の達成に向けて動き始めている。(事業に着手することはできなかったが、今後着手する予定で準備を進めている)	8	2.7%
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (事業に着手することができなかった)	1	0.3%
計		300	100.0%

評価結果の点数化に当たっては、A=100点、B=80点、C=60点、D=40点、E=20点と換算し、各項目の合算点を項目数で除して求めている。なお、評価結果は担当課の自己評価を基本としています。

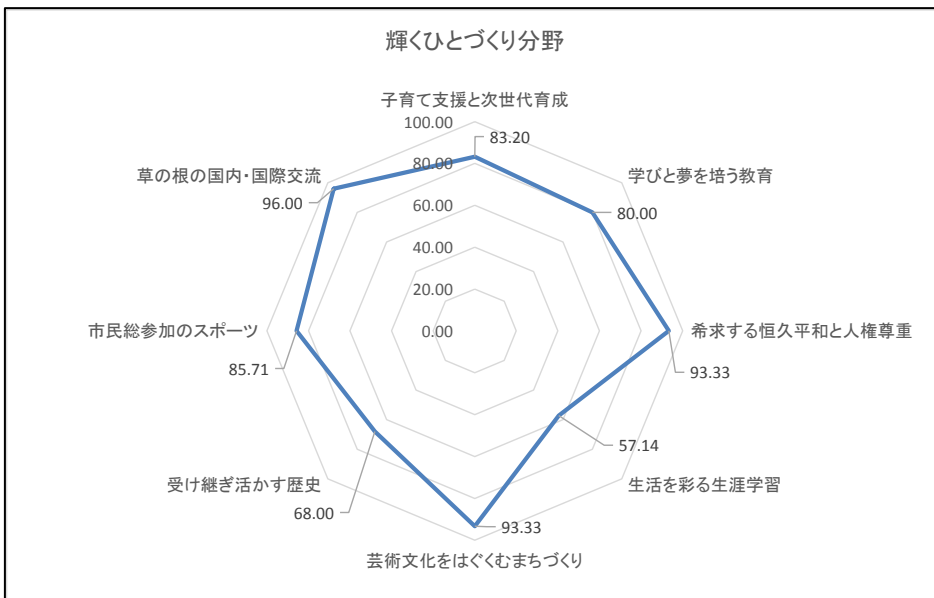
【第5章 市民意向等の把握】

【分野別】



評価結果を分野別に点数化して見ていくと、『輝くひとづくり』分野が 82.00 点、『活力ある産業づくり』分野が 82.56 点、『暮らしの充実』分野が 88.11 点、『市民主役のまちづくり』分野が 95.22 点となっており、『輝くひとづくり』分野と、『活力ある産業づくり』分野の評価がやや低く、『市民主役のまちづくり』分野が高い評価となっています。

【輝くひとづくり】

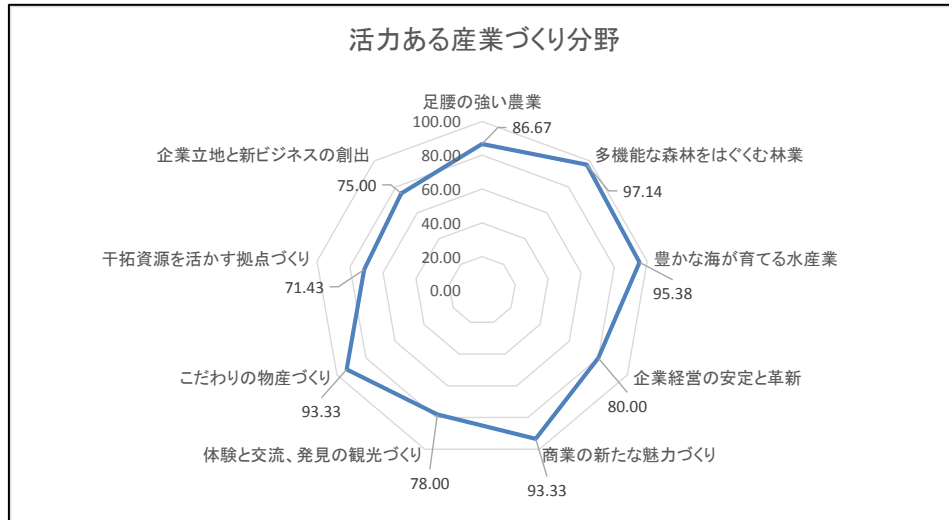


次に、評価結果を分野ごとに点数化して見ていくと、『輝くひとづくり』分野では、「生活を彩る生涯学習」が 57.14 点、「受け継ぎ活かす歴史」が 68.00 点とやや低いほかは、「学びと夢を培う教育」(80.00 点)、「子育て支援と次世代育成」(83.20 点)、「市民総参加のスポーツ」(85.71 点)、「希求する恒久平和と人権尊重」(93.33 点)、「

【第5章 市民意向等の把握】

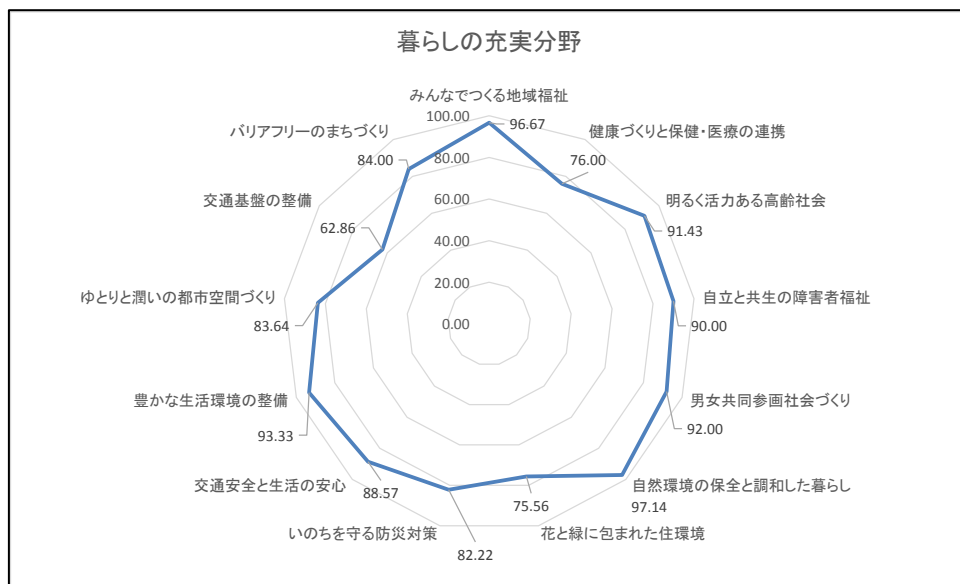
「芸術文化をはぐくむまちづくり」(93.33点)、「草の根の国内・国際交流」(96.00点)は高い評価となっています。

【活力ある産業づくり】



『活力ある産業づくり』分野では、「干拓資源を活かす拠点づくり」が71.43点、「企業立地と新ビジネスの創出」が75.00点、「体験と交流、発見の観光づくり」が78.00点であるが、「企業経営の安定と革新」は80.00点、「足腰の強い農業」は86.67点、「商業の新たな魅力づくり」は93.33点、「こだわりの物産づくり」は93.33点、「豊かな海が育てる水産業」は95.38点、「多機能な森林をはぐくむ林業」は97.14点と高い評価となっています。

【暮らしの充実】

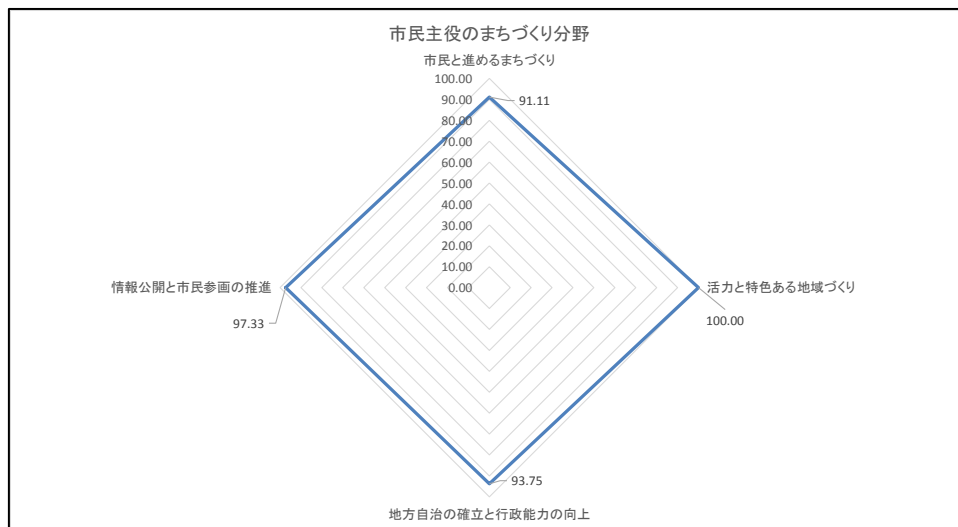


『暮らしの充実』分野では、「交通基盤の整備」が62.86、「花と緑に包まれた住環

【第5章 市民意向等の把握】

境」が75.56点、「健康づくりと保健・医療の連携」が76.00点であるが、「いのちを守る防災対策」は82.22点、「ゆとりと潤いの都市空間づくり」は83.64点、「バリアフリーのまちづくり」は84.00点、「交通安全と生活の安心」は88.57点、「自立と共生の障害者福祉」は90.00点、「明るく活力ある高齢社会」は91.43点、「男女共同参画社会づくり」は92.00点、「豊かな生活環境の整備」は93.3点3、「みんなでつくる地域福祉」は96.67点、「自然環境の保全と調和した暮らし」は97.14点となっています。

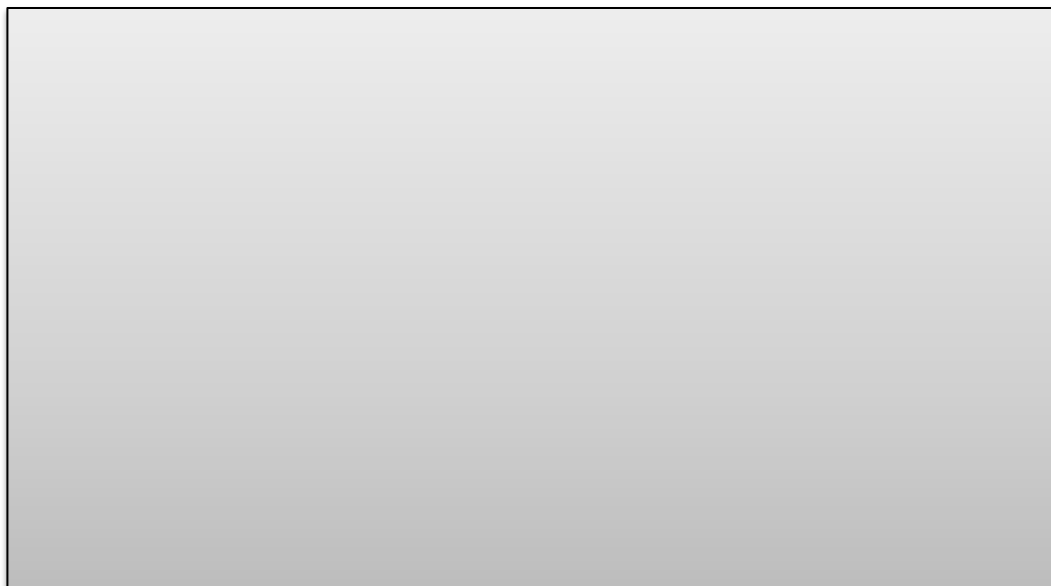
【市民主役のまちづくり】



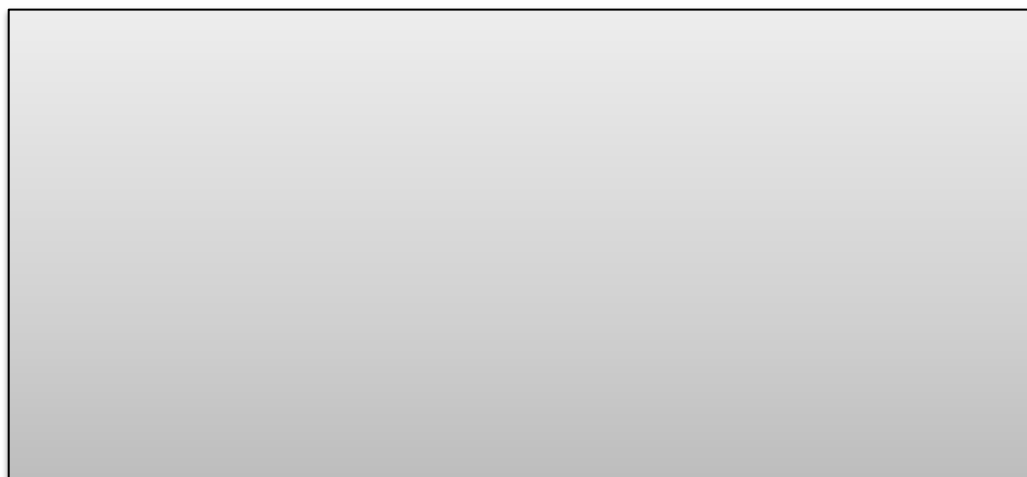
『市民主役のまちづくり』分野では、「市民と進めるまちづくり」が91.11点、「地方自治の確立と行政能力の向上」が93.75点、「情報公開と市民参画の推進」が97.33点、「活力と特色ある地域づくり」が100.00点と全体に高くなっています。

資料編

諫早市総合計画審議会委員名簿



諫早市総合計画策定の経過（詳細）



【資料編】

諮問／答申

